



習志野市 文化振興計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月 習志野市教育委員会

表紙写真の説明

上から

写真1:習志野第九演奏会

写真2:旧鵜田家住宅

写真3:袖ヶ浦公民館「そでっ鼓連」

写真4:習志野かるた

写真5:小中学校管楽器講座

写真6:花の実園ちぎり絵「みんなを守る 獅子の舞」

裏表紙写真の説明

上部左、右:真心(屋外彫刻、2体)

下部左:ドイツ捕虜関係資料「ボトルシップ」

下部右:埋蔵文化財発掘調査

はじめに

文化は、人が生活する様々な風土や環境において、それぞれの感性や感覚に応じて生み出され、表現され、そして時代の流れの中、社会の変化に応じて形を変え、伝えられてきたものです。

昭和45年に本市はまちづくりの基本理念として「習志野市文教住宅都市憲章」を制定いたしました。その中で「わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。」と謳い、半世紀もの長年にわたり、絶えず教育と文化に重きを置き、まちづくりに取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化やグローバル化、価値観の多様化、情報通信技術（ICT）の進展など、社会状況のめまぐるしい変化を受け、国では「文化芸術基本法」の改正や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行されるなど、文化施策を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の猛威により、人々はかつてない困難に直面し、大きな不安と閉塞感が社会全体を覆う中、従来の文化活動もまた苦境に立たされています。

しかし、この「コロナ禍」により、文化の持つ力とその重要性は再認識され、また、人と人との距離を保たなければならない環境の中にあっても、文化を享受したいという人々の強い思いが、これまでも繰り返し行われてきたようにその状況に応じ柔軟な発想で、「非接触」「非対面」の「新しい文化」を創り出そうとしています。

この先、文化を取り巻く環境がどのように変化していくのか未知ではありますが、「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現させ、将来にわたりどのような状況であっても絶え間なく文化活動をしていけるよう、「習志野市文化振興計画」を策定いたします。

また、これまで本市では、学校教育や社会教育を中心として文化施策に取り組んでまいりましたが、今後はその枠を越え、まちづくりや国際交流、福祉等の各分野の関係各課や団体と連携するとともに、ICTを利活用した新たな手法を取り入れ、「文化に触れる」「文化をつなぐ」「文化を活かす」の3つの方向性を柱に、そのときどきの状況に合わせて柔軟に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、市民意識調査やパブリックコメント等を通じて、貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた多くの市民の皆様をはじめ、社会教育委員の皆様や、公民館運営審議会、文化財審議会の委員の皆様、関係機関、団体の皆様に、深く感謝を申し上げます。

令和3年3月

習志野市教育委員会教育長 小 熊 隆



目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	1
4 本計画における文化の捉え方	2
第2章 習志野市の文化を取り巻く動向	3
1 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向	3
2 習志野市の文化の現状	5
3 習志野市の文化振興の現状と課題	10
第3章 将来像と方向性	20
1 将来像	20
2 方向性	20
第4章 施策と取り組み	21
【方向性1】文化に触れる ～機会の提供～	22
【施策1】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	22
【施策2】身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	26
【施策3】文化に関する情報の収集と提供	27
【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～	28
【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	28
【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備	30
【施策3】伝統文化を担う子どもや若手の育成	31
【方向性3】文化を活かす ～活用～	32
【施策1】「音楽のまち習志野」の推進	32
【施策2】文化的な資源の活用	34
【施策3】公民館活動等を通したまちづくり	36
第5章 推進に向けて	39
1 関係各課等との調整	39
2 評価の仕組みづくり	39
参考資料	40
1 市民意識調査の分析概要	41
2 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻	69
3 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻マップ	77
4 習志野市文化振興計画について諮問・答申	78
5 習志野市文教住宅都市憲章、文化芸術基本法、千葉県文化芸術の振興に関する条例	84
6 習志野市組織図(本計画に主に関わる部署・業務のみ)	97

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市教育委員会では、「習志野市文教住宅都市憲章」のもと、「習志野市教育振興基本計画」に基づき、文化に親しみ、豊かな感性を育むよう文化振興の施策に取り組んでおります。

このような中、平成29年に改正された「文化芸術基本法」では、文化芸術本来の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの各関連分野における施策と連携を図りながら、文化芸術の振興を推進することが求められ、また、少子高齢化の進行や、市民ニーズ、ライフスタイルや価値観の多様化といった社会状況の変化への対応で、より一層、多様で質の高い文化芸術に触れる機会の提供と活動支援が必要となってきました。

このようなことから、これまで本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら、市民の創造力と感性を育み、心豊かなまちを形成するとともに、本市の文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、「習志野市文化振興計画」を策定します。

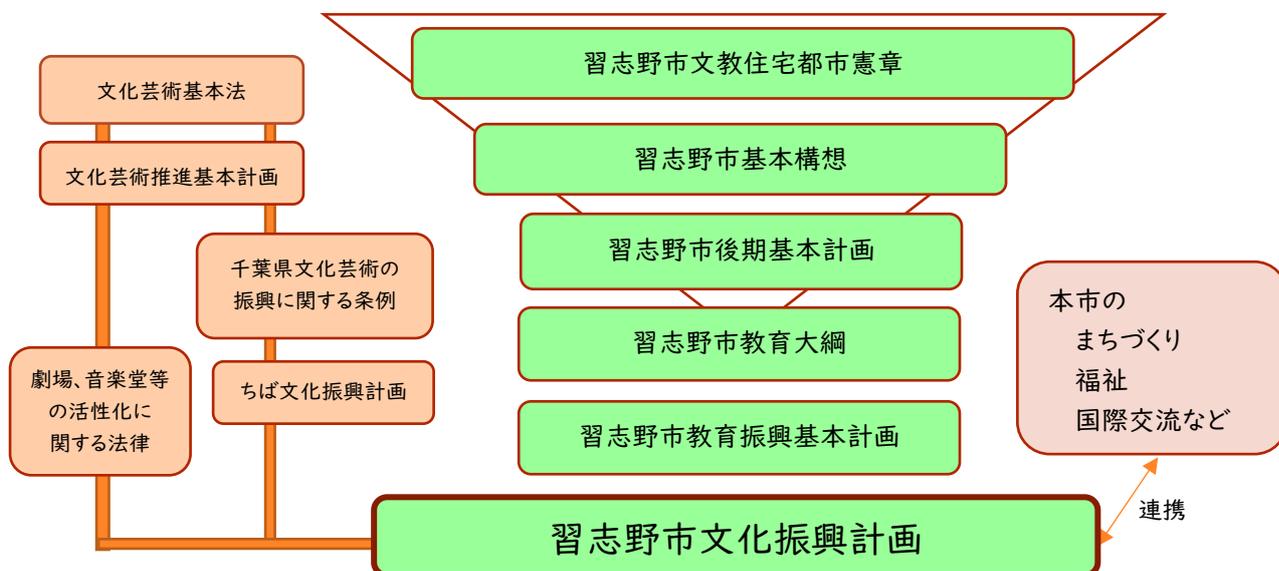
2 計画期間

令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5年間を計画期間とします。

3 計画の位置づけ

「習志野市文教住宅都市憲章」を基本理念とし、「習志野市基本構想・基本計画・実施計画」及び「習志野市教育大綱」、「習志野市教育振興基本計画」を上位計画として位置付けるものです。

また、まちづくり、福祉、国際交流等の各関連分野と連携した取り組みを進めます。



4 本計画における文化の捉え方

本計画においては、国の「文化芸術基本法」や千葉県の「千葉県文化芸術の振興に関する条例」で取り扱う文化の範囲を基本とし、本市の自然や歴史等を背景として育まれたものを総称して「文化」と捉えます。

ジャンル	内 容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

※本計画における「伝統文化」は、「伝統芸能」、「生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの」、「文化財等」、「地域における文化芸術」とします。

第2章 習志野市の文化を取り巻く動向

1 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向

(1) 社会・経済情勢

文化芸術は豊かな人間性を育み、創造力と感性、コミュニケーション能力など、人間にとって重要な資質を形成するものです。また、共に生きる社会基盤の形成や新たな需要を生み出す質の高い経済活動を実現するものです。さらには、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。人口減少や少子高齢化が進展する中、文化芸術の持つこれらの意義が十分に発揮されるよう、我が国では強固な文化力の基盤形成に取り組むことで文化芸術立国の実現に取り組んできました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、全国各地で文化プログラムが実施されています。

しかし、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な蔓延により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は令和3年（2021年）に開催が延期されるなど、我が国に大きな影響が出ています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための新しい生活様式として、非対面・非接触を取り入れることが求められており、新しい文化芸術のあり方を模索する必要があります。

(2) 国の動向

国は平成29年に「文化芸術基本法」を改正し、平成30年には「文化芸術推進基本計画（第1期）」を閣議決定しました。この中で、国民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境整備を求めるとともに、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育が重視されています。また、施策の推進に当たって、文化芸術固有の価値に加え、社会的・経済的価値も含めた多様な価値を、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携させるよう配慮しなければならない、としています。

こうした動きに前後して、国では「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年）、「文化経済戦略」（平成29年）・「文化経済戦略アクションプラン」（平成30年）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年）・「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（平成31年）、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成31年）、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和2年）等の法律・計画が整備され、文化芸術の振興に取り組んでいます。

(3) 県の動向

千葉県では、平成 28 年に「第2次ちば文化振興計画」を策定し、さらに平成 30 年には「千葉県文化芸術の振興に関する条例」が公布・施行されました。条例では基本理念や県の責務等、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めており、これらを総合的かつ効果的に推進するため、計画を位置づけています。

特に計画では、「文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり」、「地域文化の保存・継承・活用による地域づくり」、「ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出」、「総合的な推進のための支援・連携体制の構築」、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上」の5つの施策に取り組むこととしています。

2 習志野市の文化の現状

(1) 文化活動

文教住宅都市憲章の下、本市は、教育と文化に力を注ぎ、まちを発展させてまいりました。特に昭和40年代半ば以降、各地域に公民館を順次設置し、市民の文化活動を支援するとともに、公民館を拠点とした様々な自主的なサークルが作られ、身近な場所で日常的に文化活動が行われるようになりました。また、市民文化祭等の行事を行いながら、市民同士の文化交流も図られております。現在では、公民館だけでなく、コミュニティセンター等も活動の場となり、市内全域にわたって多種多様な市民の文化活動が行われています。

本市の文化活動を長年にわたり牽引してきた団体の一つに、習志野市芸術文化協会があります。昭和38年に習志野市文化協会として発足し、加盟団体相互の資質向上に努めつつ、本市の芸術文化の推進団体として活動を展開してきました。

平成6年には習志野市芸術文化協会に組織を替え、美術や音楽、詩吟、能楽、邦楽、書道、華道、茶道などの連盟が加入する中で、平成21年には文部科学大臣により地域文化功労者表彰を受賞しています。現在は23連盟127団体が加入し、それぞれの活動を行うほか、全体活動として、春の芸術祭、秋の市民文化祭、習志野市美術展覧会（市展）などを開催し、会員同士の交流を深め、文化の質の向上と生涯学習の発展のために取り組まれています。

さらに、近年ではいくつかの連盟で伝統文化親子教室を開催し、子ども達や若い世代への伝統文化の継承にも力を注いでおります。

また、本市の文化の特徴の一つとして、音楽が挙げられます。これまで本市は、子どもから大人まで様々な年代で音楽に親しむ「音楽のまち」として振興してきました。

それを象徴し、文化の拠点として、特に本市の音楽文化に重要な役割を担ってきたのが習志野文化ホールです。昭和53年の建設当時、日本を代表する多目的ホールであったNHKホール並みのクオリティを目指しつつ、「すべての市民が自由に参加できる文化の広場を創造したい」という理念で整備されました。多くの市民の間で自分達の文化活動を発表するのに十分な規模のホールを待望する声が高まる中、文化ホールができたことで、身近でありながら最高の環境で文化芸術に触れ、発表することができるようになりました。

なお、習志野文化ホールのこけら落とし公演として行われたのは、習志野第九演奏会で、それ以降40年以上にもわたり毎年開催されています。初演からの参加者をはじめ、幅広い年代からの新たな参加もあり、年末の恒例行事として現在でも盛況を博しています。



習志野第九演奏会



美術展覧会（市展）

本市の音楽文化の歴史をたどると、今から約100年前の第一次世界大戦の頃、大正4年からの数年間、現在の東習志野4丁目と5丁目の一部にあった「習志野俘虜収容所」で、ドイツ兵捕虜達が結成したオーケストラや合唱団による演奏会が行われていました。様々な記録資料から、収容所内では文化的な活動も行われており、捕虜達がロズさんだ南ドイツの民謡のメロディーを収容所に関わった地元の人が覚えていたというエピソードも残っています。

このように古くから音楽と関わりの深い本市は、昭和44年に県下2番目のアマチュア・オーケストラとして「習志野フィルハーモニー管弦楽団」が結成され、その後、習志野高等学校や小・中学校の音楽部の卒業生による様々な音楽団体も作られ、また、公民館ではコーラスやマンドリン、ハーモニカ等の音楽サークルが活動し、市民の音楽活動が盛んに行われてきました。

また、地域では地区ごとに公民館と地域、学校が連携し、その特性を活かしたコンサートが開催され、学校や音楽サークルが出演する中で、音楽を通じた地域や世代間の交流の輪が広がっています。公民館のロビーなどを活用したコンサートも行われ、地域で身近に音楽に触れる環境にあります。

一方、学校においては、昭和47年に第一中学校管弦楽部が初めて全国学校合奏コンクールで最優秀賞を受賞し、昭和51年に谷津小学校管弦楽クラブがこども音楽コンクール合奏の部で全国最優秀賞を受賞いたしました。その後、習志野高等学校吹奏楽部では、昭和56年に初めて全日本吹奏楽コンクールの金賞を受賞して以降、毎年のように全国大会へ出場するようになりました。

平成12年度には、谷津小学校・第一中学校・習志野高等学校、これら3校が、それぞれ全国大会で最優秀賞を受賞し、初めて小・中・高揃っての受賞を果たしました。

このような実績がある中、習志野高等学校吹奏楽部の部員が講師となり、小・中学生に楽器の技術と音楽の楽しさ、素晴らしさを伝える管楽器講座が行われるようになり、学校での音楽活動は市内全体に広がりを見せ、近年では、第二中学校、第四中学校、第五中学校、大久保小学校、東習志野小学校、屋敷小学校、藤崎小学校、実花小学校等、多くの学校が全国大会等で優秀な成績を収めるようになってまいりました。その集大成が、年度末に習志野文化ホールで行われる「ならしの学校音楽祭」であり、その成果を地域に発表し、好評を得てきております。

また、学校教育における音楽活動では、年間行事の中で校内音楽会や合唱コンクールが行われ、子どもの頃から日常的に身近で音楽に親しむ環境にあります。

このように文教住宅都市憲章制定から50年が経過しましたが、時代は移り変わっても、文化に親しむ風土や環境は、本市の中で脈々と受け継がれています。



ならしの学校音楽祭

(2) 文化財の保護

本市には、およそ3万年前の昔から人々が暮らしてきた歴史があり、様々な文化が育まれてきました。その中で残され、伝えられてきたのが数多くの文化財です。建造物、史跡、歴史資料、天然記念物、考古資料、祭礼、伝統行事などその種類は多様です。

地域の歴史や文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないものですが、経年劣化、災害、開発の進行や生活スタイルの変化などにより、常に危機にさらされています。文化財のうち、特に重要なものは下の表のとおり、指定文化財・登録文化財として保護を図ってきています。

文化財の保護においては、その存在を広く周知し、理解を深めてもらうことも重要です。本市の指定文化財のうち、江戸時代の民家である旧大沢家住宅と旧鴛田家住宅は一般公開し、多くの見学者が訪れています。鷺沼城址公園にある古墳時代の鷺沼古墳B号墳箱式石棺は、覆い屋をかけて見学ができるようにしています。そのほか、現地を訪れることのできる文化財は説明板による解説に努めています。これに加えて、市ホームページ・刊行物による紹介、市庁舎や総合教育センターなどでの展示、出前講座などによる啓発に取り組んでいます。



鷺沼古墳石棺覆屋

■習志野市の指定・登録文化財

分類	名称	種別
千葉県指定文化財	小金原のしし狩り資料 村小旗	有形文化財
	旧大沢家住宅	有形文化財
	旧鴛田家住宅	有形文化財
	附 大工手間日記・大工出面書留板・襖引手裏板	
	下総三山の七年祭り	無形民俗文化財
習志野市指定文化財	藤崎堀込貝塚	史跡
	実籾3丁目遺跡出土土器	有形文化財
	谷津貝塚出土墨書土器	有形文化財
	谷津貝塚出土瓦塔	有形文化財
	谷津貝塚出土銭貨	有形文化財
	谷津貝塚出土金属製品	有形文化財
	ドイツ捕虜関係資料	有形文化財
	海苔養殖用具他一括	民俗文化財
	鷺沼古墳 B 号墳箱式石棺	史跡
	藤崎正福寺大イチョウ	天然記念物
国登録文化財	千葉工業大学通用門(旧鉄道第二連隊表門)	有形文化財
	旧陸軍演習場内圍壁	有形文化財
	廣瀬家住宅 主屋	有形文化財
	廣瀬家住宅 蔵	有形文化財
	廣瀬家住宅 倉庫	有形文化財
	廣瀬家住宅 井戸上屋	有形文化財

(3) 文化活動に取り組める公共施設

本市には、市民が文化活動に取り組める施設として、公民館をはじめ、習志野文化ホールや図書館、生涯学習複合施設「プラッツ習志野」、コミュニティセンター等の自治振興施設などがあり、多くの市民が利用しています。

① 公民館

本市では、昭和 46 年に菊田公民館、昭和 48 年に大久保公民館を設置しました。この 2 つの公民館によって本市の社会教育が飛躍的に発展しました。昭和 52 年には屋敷公民館、昭和 54 年に実花公民館、昭和 56 年に袖ヶ浦公民館、続いて昭和 57 年に谷津公民館、平成 4 年に新習志野公民館を開設し、各地区に公民館を整備しました。市民は身近な場所での学習や文化活動に参加しやすくなりました。

しかし、これら公民館を含めた社会教育施設の多くは高度経済成長期に建設されたため、一斉に老朽化が進み更新時期を迎えております。このような中、持続可能な生涯学習の推進をめざすため、機能統合を含めた施設の整備を行うこととし、大久保地区公共施設再生基本計画に基づき、令和元年 11 月に中央公民館（旧大久保公民館）を含む生涯学習複合施設「プラッツ習志野」を開設しました。（中央公民館に機能集約され、屋敷公民館は令和 2 年 3 月末に閉館しました）。

② 習志野文化ホール、市民ホール

習志野文化ホールは、昭和 45 年に制定された習志野市文教住宅都市憲章の下、文化芸術の殿堂、市民の文化活動の場として、昭和 53 年に本市の現在の JR 津田沼駅南口側に開館しました。小中学校、習志野高等学校における全国水準の音楽活動を育ててきたことをはじめ、芸術祭や市民文化祭、習志野第九演奏会などの市民生活を豊かにする文化芸術活動の場であり、また、成人式など市民の節目を飾る行事や交流の場として、市民の福祉増進を図り、身近なところで芸術を感じることでできる文化芸術の重要拠点として、多くの市民に親しまれ続けている施設です。

今後予定される JR 津田沼駅周辺地域の再整備にあたっては、“文教住宅都市”習志野のシンボルとして、そのあり方を検討します。

「プラッツ習志野」内に作られた市民ホールは、音響設備が整っており、旧市民会館に代わる施設として、日頃の練習成果の発表やコンサート鑑賞の場として対応しています。



プラッツ習志野



習志野文化ホール

③ 図書館、自治振興施設

その他の施設として、中央図書館、東習志野図書館、新習志野図書館及び谷津図書館の4つの図書館や、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保、及び実籾コミュニティホールの4つの自治振興施設を設置しています。



節分豆まき大会(袖ヶ浦公民館)



着付けサークル(新習志野公民館)

3 習志野市の文化振興の現状と課題

(1) 文化芸術の鑑賞や活動について

本市では、公民館を拠点として、様々なサークルが文化活動等に取り組み、多くの文化団体が芸術文化協会に所属しています。音楽分野については、特に小中高校での学校教育や部活動での取り組みに力を入れてきました。また、習志野文化ホールや公民館において、市民が文化芸術に触れる機会を創出してきました。

習志野市文化振興に関する市民意識調査及び市立小中高生意識調査（令和元年度）（以下、「市民意識調査」という。）によると、市民の約8割は文化芸術を大切だと感じています。また、文化芸術を鑑賞する市民は、国が行った同様の調査（文化庁「文化に関する世論調査」令和2年3月）（以下、「国の調査」という。）結果と比べると15ポイント以上高くなっています。映画・文学・美術・歴史等の割合が高く、年に複数回鑑賞する市民が多いことから、今後も鑑賞機会の充実を図ることが大切です。文化芸術活動に取り組む市民も、国よりやや上回っています。文化芸術の鑑賞のみならず、活動についても機会を維持・創出していくことが求められます。

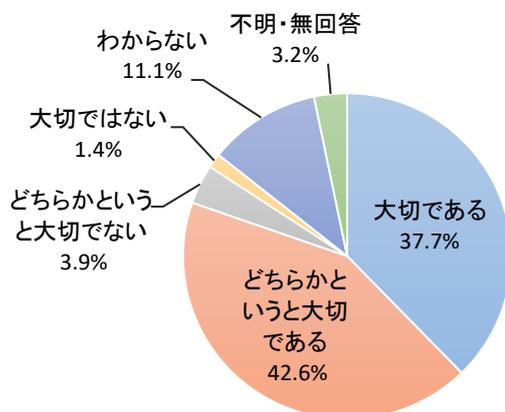
文化芸術の鑑賞や活動に係る情報については、インターネットや身近な人から入手する市民が多くなっています。一方、広報習志野や市公式HP・SNSの利用は少なくなっています。このため、市民に伝わりやすい情報発信手法を検討していくことが重要です。

文化芸術の鑑賞や文化芸術活動をしていない市民の約半数は、仕事や生活が忙しく時間がないことを理由として挙げており、こうした市民でも文化芸術を鑑賞できる機会を創出していくことが大切です。

■文化芸術の鑑賞や活動の大切さについて

文化芸術の鑑賞や活動の大切さについては、「大切である」または「どちらかという大切である」と考えている市民が80%を超えています。

【文化芸術の鑑賞や活動の大切さ】



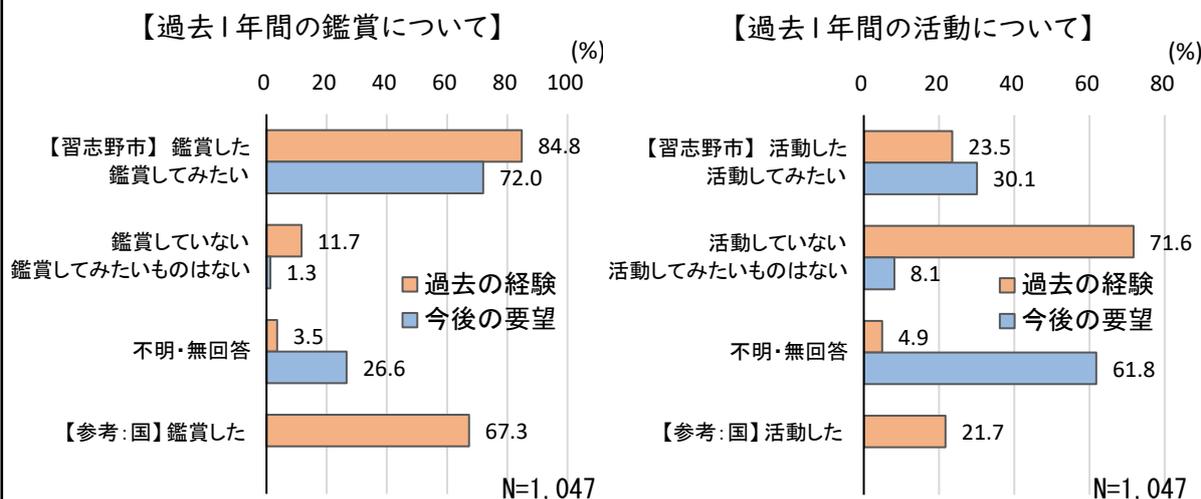
N=1,047※¹

出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査（令和元年度）

※¹ グラフに記載されている「N」「n」は、設問に対する対象者数を表し、「N」は全有効回収数、「n」は前問までの回答によって対象者を限定した件数となります。これらが構成比算出時の基数となっています。

■文化芸術の鑑賞と活動の状況

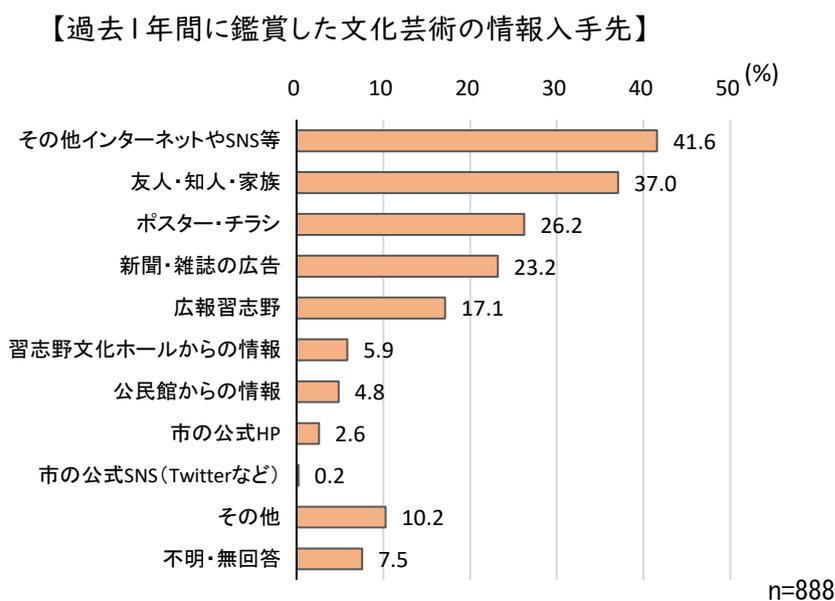
国の調査と比較すると、本市市民の文化芸術の鑑賞経験は全般的に活発です。一方、活動経験は若干低くなっています。



出典:習志野市文化振興に関する市民意識調査(令和元年度)

■文化芸術の情報入手先

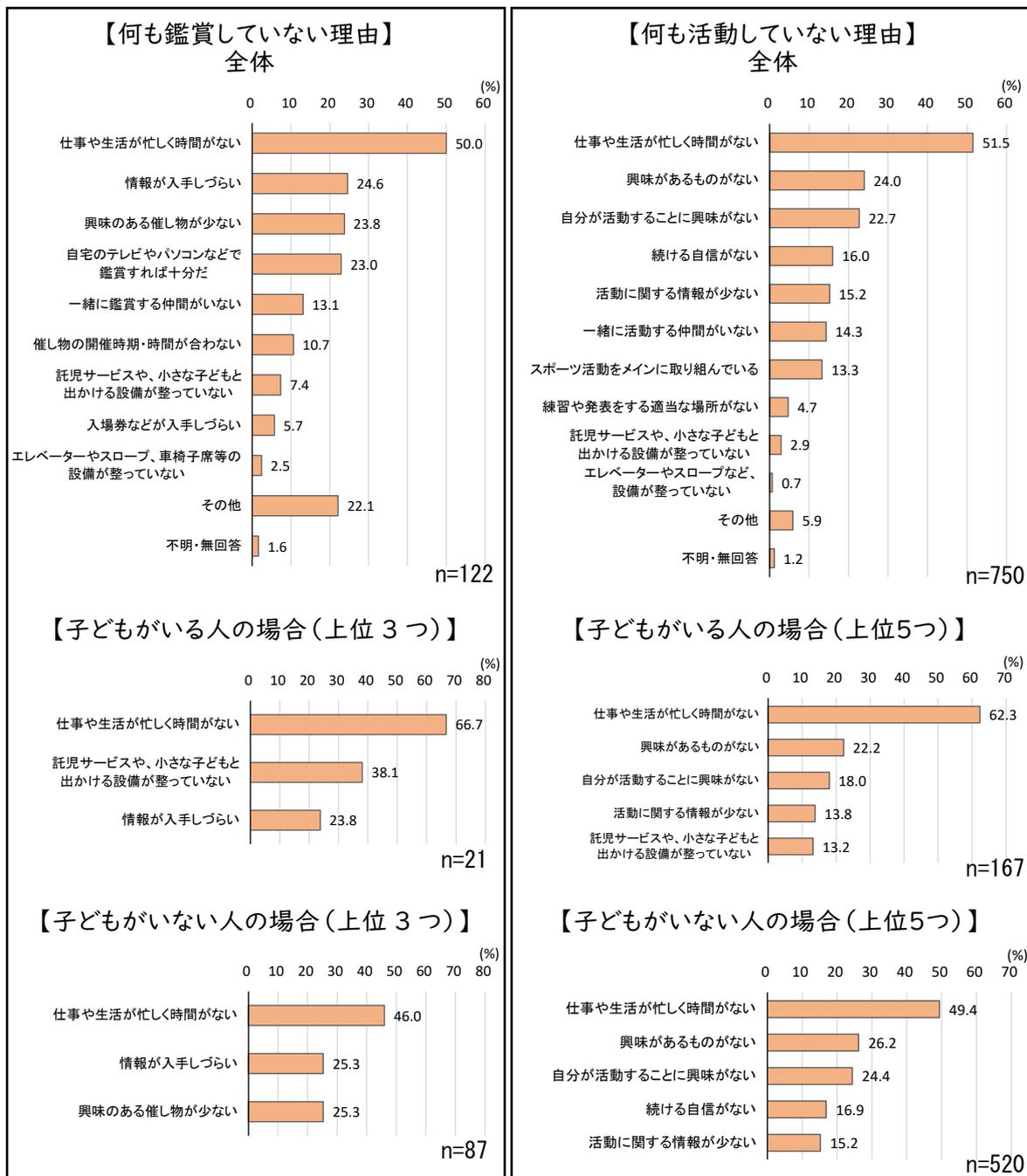
過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先については、「(市の公式HPやSNS以外の)その他インターネットやSNS等」や「友人・知人・家族」が多くなっており、「広報習志野」や「市の公式HP」、「市の公式SNS」はあまり利用されていません。



出典:習志野市文化振興に関する市民意識調査(令和元年度)

■鑑賞／活動をしていない理由

鑑賞や活動をしていない理由としては、「仕事や生活が忙しく時間がない」が最も多くなっています。また、小学生以下の子どもがいる人の鑑賞していない理由としては、「託児サービスや、小さな子どもと出かける設備が整っていない」の割合も高くなっています。



出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査(令和元年度)

(2) 年代による文化芸術の鑑賞と活動について

市民意識調査では、文化芸術を鑑賞・活動する小中高生や20歳台以下が多くなっています。一方、30歳台・40歳台は少なくなり、その後、70歳台にかけて増加していく傾向にあります。本市では小中高校において学校教育や部活動を通じて、子どもたちが文化芸術に触れる機会づくりに注力しており、引き続き子どもや若者が文化芸術に触れる機会づくりを継続していくことが大切です。

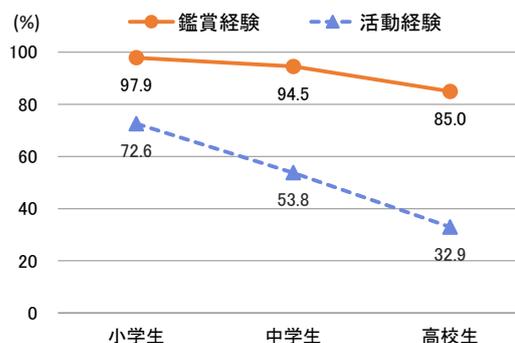
一方、仕事や生活、子育てに忙しい30歳台・40歳台に対しては文化芸術に触れる機会を新たに創出する、文化芸術への興味・関心が高まる50歳台以降に対しては文化芸術を鑑賞・活動する機会づくりを強化する、高齢で外出が難しい80歳台以上に対しては身近で文化芸術に触れる機会づくりを行うなど、各ライフステージにおいて文化芸術を鑑賞・活動する機会が分断されない取り組みを進めていくことが大切です。

■子どもの文化芸術の鑑賞と活動の状況

(市立小・中・高生)

過去3年間に文化芸術を鑑賞した／活動した子どもは、大人よりも多いと考えられます。ただし、小学生→中学生→高校生と年齢が上がるに従って、割合は低くなっています。

【過去3年間の文化芸術の鑑賞／活動の経験】



小学生 N=474
中学生 N=238
高校生 N=319

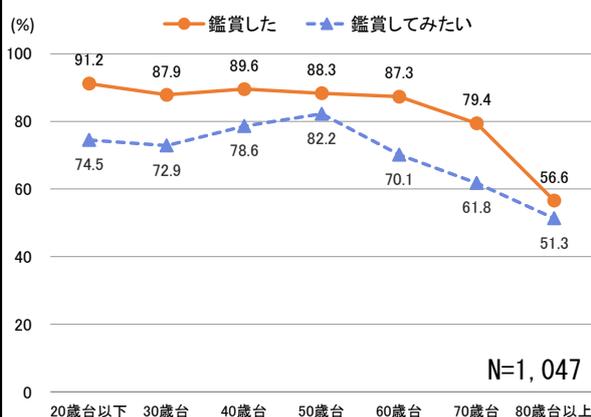
出典：習志野市文化振興に関する市立小中高生意識調査(令和元年度)

■年齢別 市民の文化芸術の鑑賞と活動の状況

市民の過去1年間の鑑賞経験は、60歳台までは90%前後と高くなっていますが、それ以降は経験も今後鑑賞したいという意欲も減少しています。

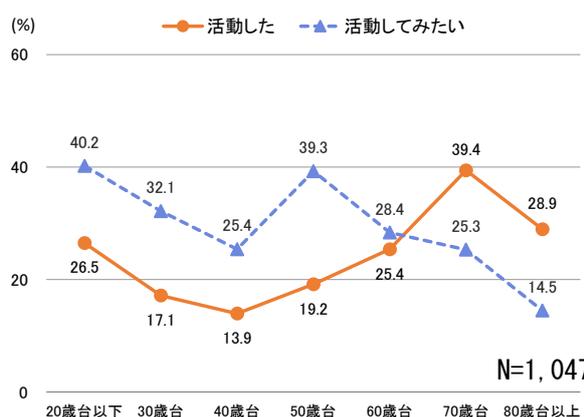
過去1年間の活動経験については、30歳台から50歳台にかけて落ち込んでおり、70歳台では活発になっています。ただし、今後活動したいという意欲は、60歳台以上では減少しています。

【年齢別 鑑賞状況】



N=1,047

【年齢別 活動状況】



N=1,047

出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査(令和元年度)

(3) 鑑賞・活動の場である主な施設について

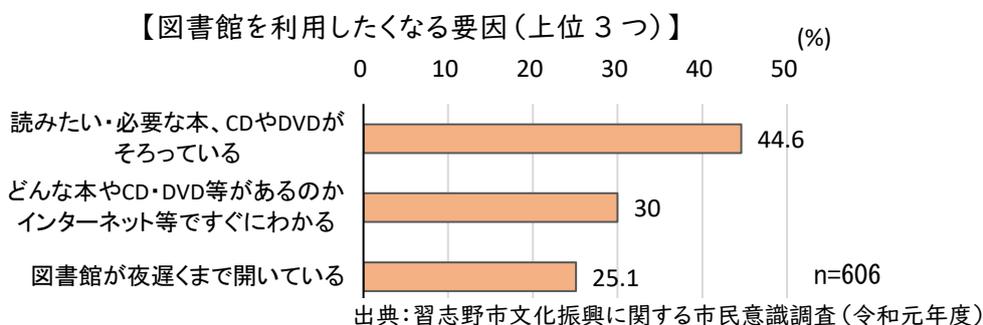
本市の公民館や図書館では、地域文化を継承し発展させるための活動が行われてきました。また、習志野文化ホールでは質の高い文化芸術の公演を市民に届けるとともに、市民の文化芸術活動の創造・発表の場としても親しまれてきました。

市民意識調査では、地域文化の拠点である公民館や図書館を利用する市民は約3分の1となっています。公民館・図書館での活動について、市民が興味・関心のあるイベント等の開催に取り組んでいくことが求められます。

令和元年に新しく整備したプラッツ習志野については、市民の過半数が「気軽に質の高い音楽を鑑賞できるコンサートや音楽イベント」を求めています。また、習志野文化ホールについても文化芸術の鑑賞・発表機会の充実や、学校などへのアーティスト派遣サービスの提供、文化芸術に関する講習会などの開催に対する期待が高まっています。市民に身近な文化施設等で、これからも気軽に質の高い文化芸術に触れる機会を提供していくことが大切です。

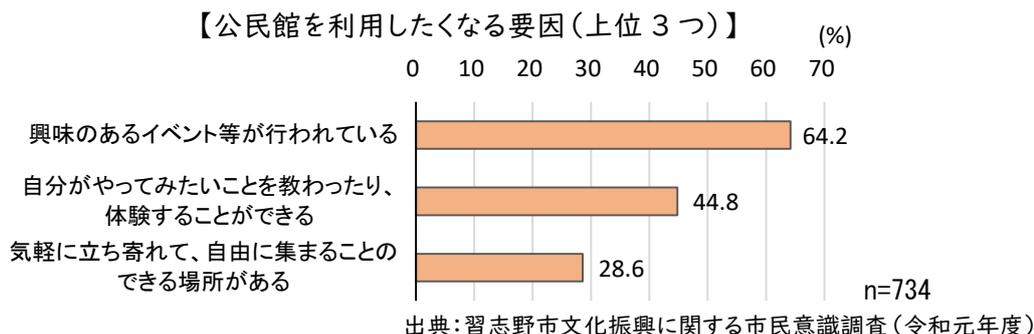
■ 図書館を利用したくなる要因

過去1年間に図書館の利用がない、またはわからないと回答された市民が、図書館を利用したくなる要因として多くあげたものは、「読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている」、「どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる」などとなっています。



■ 公民館を利用したくなる要因

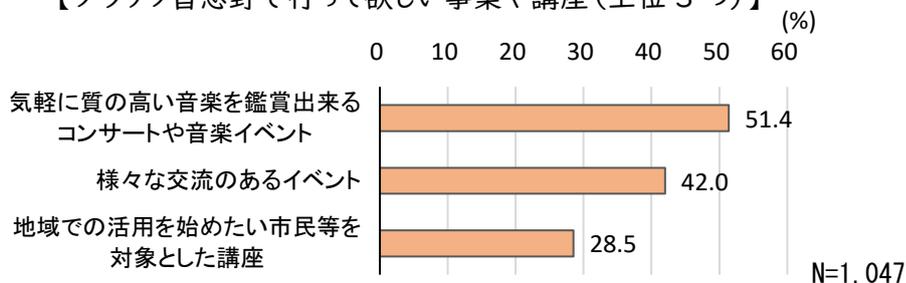
過去1年間に公民館の利用がない、またはわからないと回答された市民が、公民館を利用したくなる要因として多くあげたものは、「興味のあるイベント等が行われている」、「自分がやってみたいことを教わったり、体験することができる」などとなっています。



■ プラッツ習志野で行ってほしい事業や講座

プラッツ習志野で行って欲しい事業や講座としては、「気軽に質の高い音楽を鑑賞できるコンサートや音楽イベント」、「様々な交流のあるイベント」などが多くなっています。

【プラッツ習志野で行って欲しい事業や講座（上位3つ）】

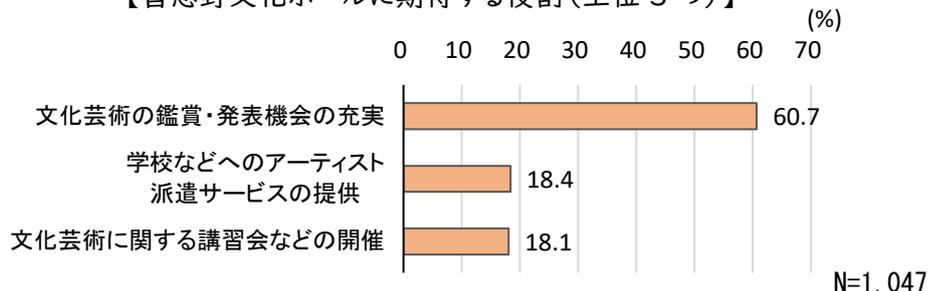


出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査（令和元年度）

■ 習志野文化ホールに期待する役割

習志野文化ホールに期待する役割については、「文化芸術の鑑賞・発表機会の充実」、「学校などへのアーティスト派遣サービスの提供」、「文化芸術に関する講習会などの開催」などが多くなっています。

【習志野文化ホールに期待する役割（上位3つ）】



出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査（令和元年度）

(4) 文化財の保存・活用について

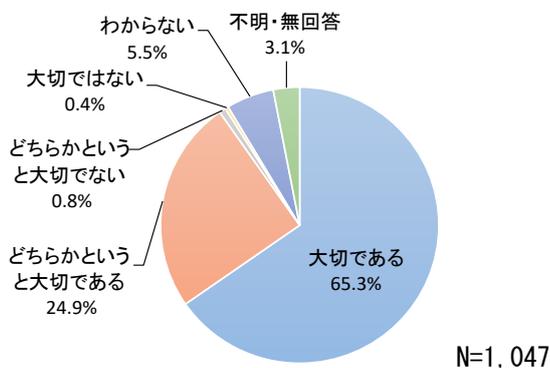
文化財を保存・活用することについては、9割の市民が大切であると認識しています。その理由としては、歴史的事実を伝えるものとしての価値、失うと戻らない唯一性、未来に受け継ぐべきことといった文化財そのものの価値が重視されています。

文化財・歴史的な場所の認知度については、行楽地としての記憶がまだ残っていると考えられる谷津遊園を別とすると、ランドマーク的な場所の認知度が高い傾向がうかがえます。また、関心度は認知度と関連していません。関心度は全般に低く、市民の関心を高める取り組みが重要です。

■文化財を保存・活用することについて

文化財を保存・活用することの大切さについては、「大切である」または「どちらかという大切である」と考えている市民が90%を超えています。

【文化財を保存・活用することの大切さ】

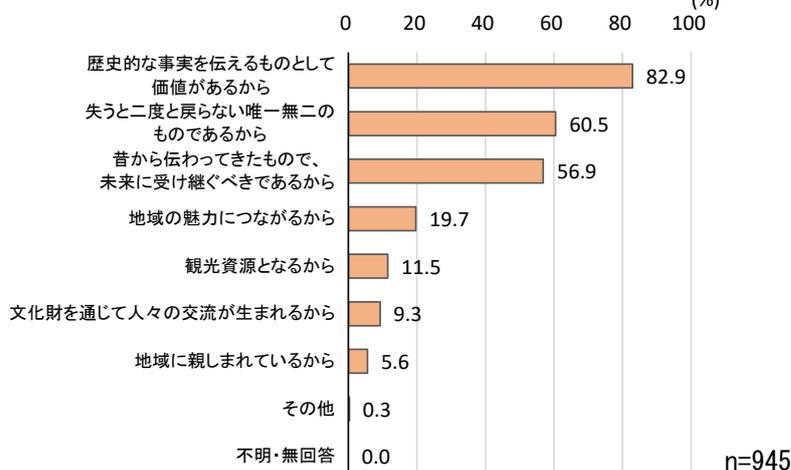


出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査（令和元年度）

■文化財を保存・活用することが大切だと思う理由

文化財を保存・活用することが大切だと思う理由については、「歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから」、「失うと二度と戻らない唯一無二のものであるから」、「昔から伝わってきたもので、未来に受け継ぐべきであるから」などが多くなっています。

【文化財を保存・活用することが大切だと思う理由】 (%)

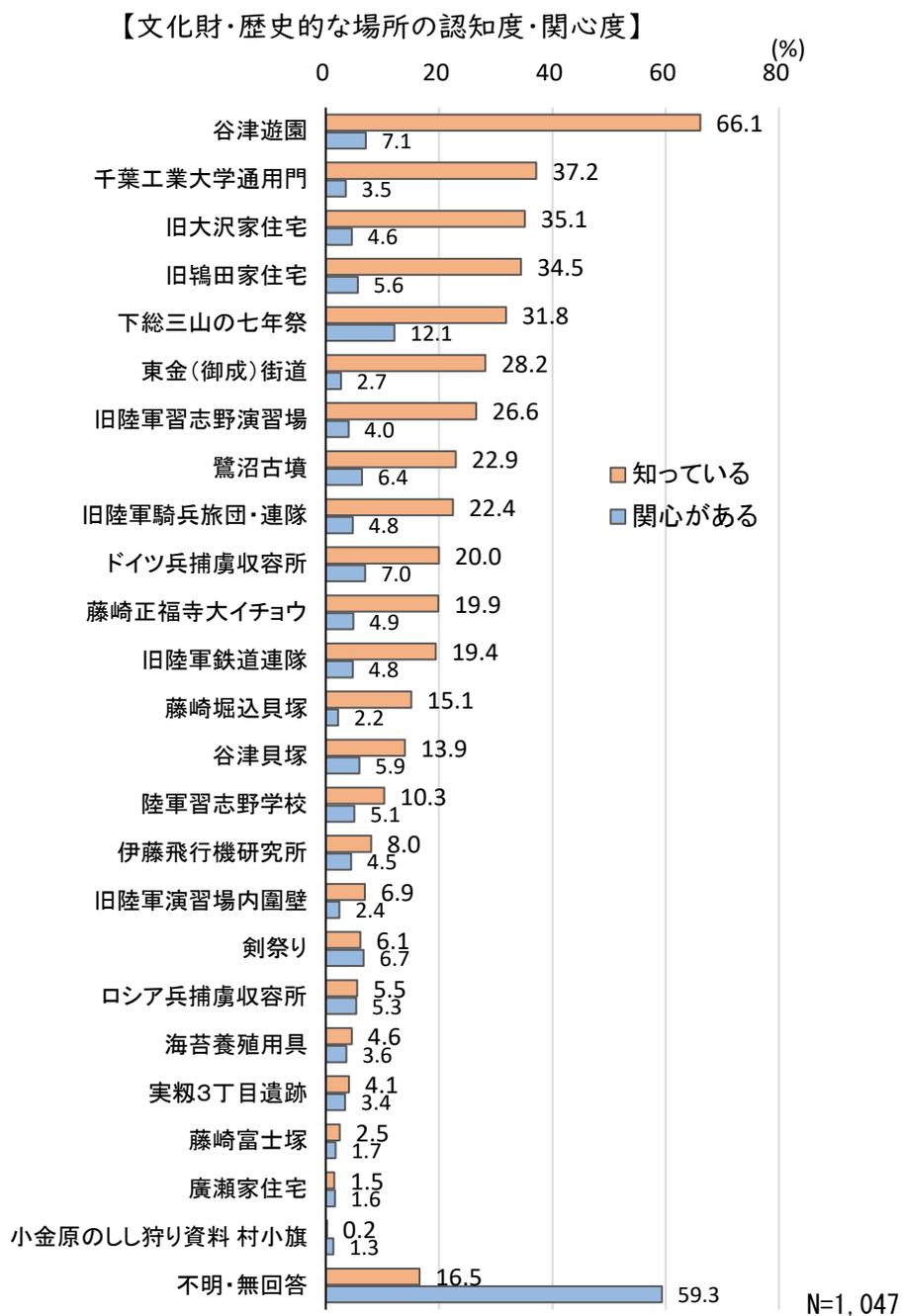


出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査（令和元年度）

■文化財・歴史的な場所の認知度・関心度

文化財・歴史的な場所に対する認知度では、「谷津遊園」が60%を超えています。「千葉工業大学通用門」や「旧大沢家住宅」、「旧鴛田家住宅」、「下総三山の七年祭り」がこれに次いで30%台です。

関心度は、「下総三山の七年祭り」が10%を超えていますが、これ以外は全て10%を切り、全般的に低調です。



出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査(令和元年度)

(5) 今後の文化芸術に関する取り組みについて

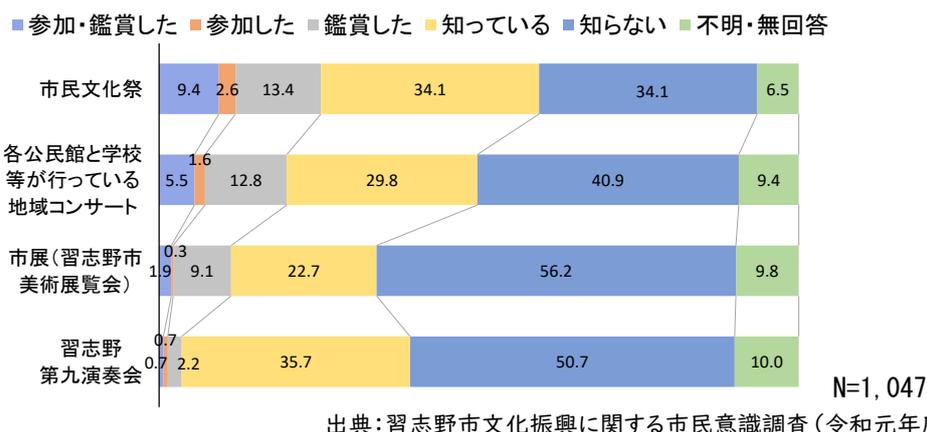
本市では市民が文化芸術を鑑賞・発表する行事の開催に取り組んできました。このうち、市民文化祭の認知度や参加は高くなっていますが、市展や習志野第九演奏会を知らない市民が過半数となっています。また、習志野市芸術文化協会の加盟団体に対して実施した、文化芸術活動に関するアンケート(令和元年度)によると、本市の文化芸術を支える文化団体は高齢化が進んでおり、新しい会員の確保が課題となっています。

市民は小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供や、誰もが利用しやすいホールの整備を求めています。こうした市民ニーズや文化団体ニーズを踏まえ、本市の文化芸術の取り組みを継続していくことが重要です。

■ イベントの認知度と参加・鑑賞経験

イベントの認知度と参加・鑑賞経験については、「市民文化祭」の認知度や参加または鑑賞した割合は高くなっていますが、「市展(習志野市美術展覧会)」や「習志野第九演奏会」は「知らない」が半数を超えています。

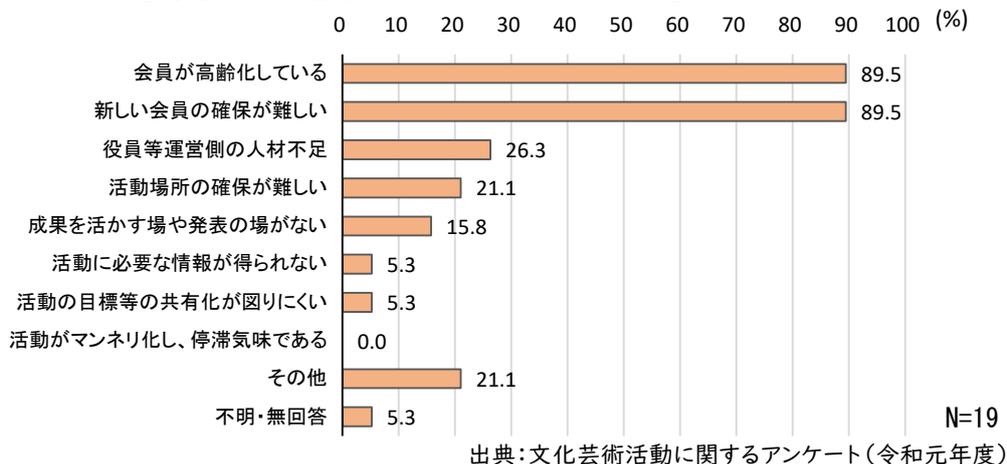
【イベントの認知度と参加・鑑賞経験】



■ 文化団体が活動をする上で困っていること

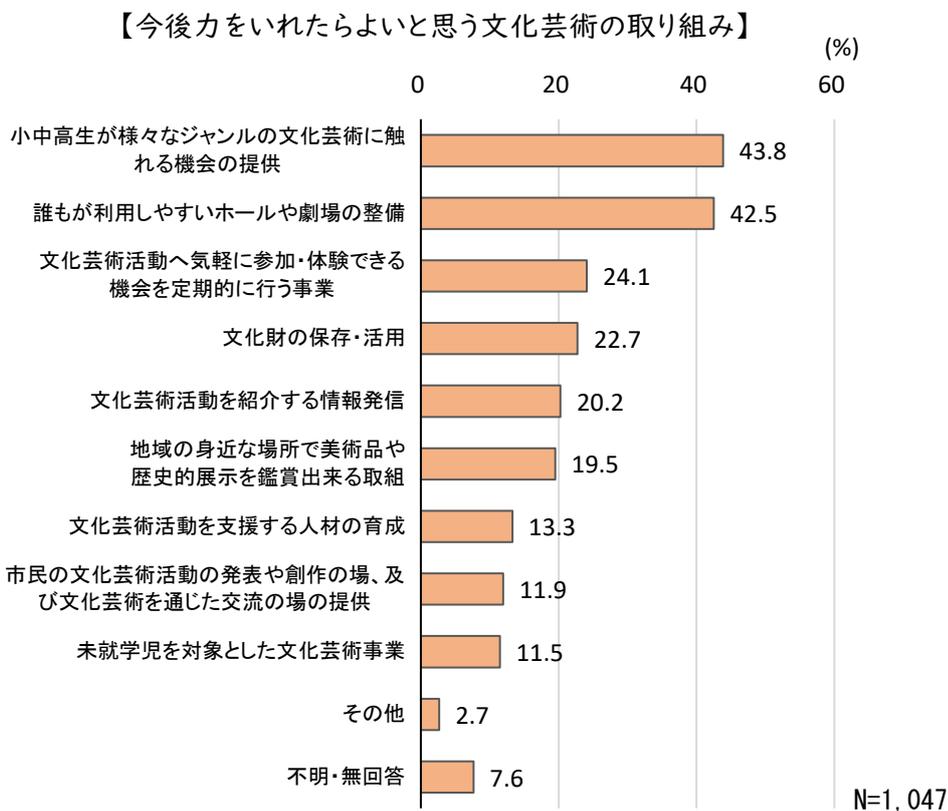
文化団体が活動をする上で困っていることについては、「会員が高齢化している」と「新しい会員の確保が難しい」が約9割と多くなっています。

【文化団体が活動をする上で困っていること】



■ 今後力をいれたらよいと思う文化芸術の取り組み

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」、「誰もが利用しやすいホールや劇場の整備」などが多くなっています。



出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査（令和元年度）

第3章 将来像と方向性

1 将来像



文教住宅都市憲章の下、これまで先人たちが育ててきた本市の文化を継承し、「生涯にわたる学びの推進」に取り組んできました。これからも、市民の誰もがどのような生活環境におかれても、人と人との交流をもちながら「一文化」に触れることができ、文化に親しむ中で創造力と感性を育み、心豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。

2 方向性

将来像の実現に向けて、下記3つの方向性により、施策・事業に取り組みます。

【方向性1】 文化に触れる ～機会の提供～

市民の文化芸術を鑑賞・活動する割合は、年齢・仕事・子育てや介護等の条件によって差はありますが、全国平均と比べて、同等またはそれ以上であり、多くの市民が文化芸術を大切だと思っています。

年齢や障がいの有無、国籍等置かれている状況によらず、本市の誰もが身近な生活環境で文化に触れる機会をつくっていきます。

【方向性2】 文化をつなぐ ～継承と育成～

文化は次代を担う子ども達の豊かな情操を育て、多くの市民からもその機会の充実が期待されています。これまで文化を支えてきた人々から、次代を担う子ども達に継承し、世代間での交流を図ることで、本市が培ってきた文化をつないでいきます。

【方向性3】 文化を活かす ～活用～

「音楽のまち」の推進と、本市が育ててきた文化・歴史を大事にし、身近に感じられるよう、教育や地域の活性化などに活かし、また、文化発信の場である公民館等の活動を通じたまちづくりにも活かしていきます。

第4章 施策と取り組み

【将来像】	【方向性】	【施策】	【小施策】	【取り組み内容】			
【習志野市教育振興基本計画政策Ⅱ】	【本計画の将来像】	誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち	【方向性1】文化に触れる機会を提供	施策1 誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	(1) 誰もが文化芸術活動に親しむことができる場や環境づくり	1. 夜間開館等を利用した講座等の実施 2. 利用しやすい公民館の施設予約の実施・検討 3. 高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ内容の充実 4. 図書館資料の充実	
				(2) 地域の文化活動の推進	5. 市民文化祭の実施 6. 市庁舎等での発表機会の提供		
				(3) 保育付きや親子で参加できる講座の充実	7. 保育付きの講座やイベントの充実 8. 親子で参加可能な講座やイベントの充実		
				(4) 障がい者や外国人が文化芸術活動を発表・体験する機会の提供	9. 障がい者が制作した作品展示や、演奏等発表の場の提供 10. 多文化交流ができる機会の充実		
				施策2 身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	(1) 習志野文化ホール・市民ホールでの幅広い鑑賞機会の充実	11. 文化芸術の鑑賞機会の提供 12. アウトリーチ事業による鑑賞機会の提供支援	
				(2) 文化施設以外での鑑賞機会の提供	13. ICTを利用した文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供 14. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの作成		
				施策3 文化に関する情報の収集と提供	(1) 市ホームページ等を活用した情報提供	15. 文化関連のホームページの充実と情報の一元化	
				【方向性2】文化をつなぐ継承と育成	施策1 子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	(1) 未就学の子ども達が文化芸術によって感性を育む機会の提供	16. 講座等でのアートスタートの実施 17. ブックスタート事業の継続 18. 伝統文化が感じられる行事等の実施
					(2) 学校教育における文化芸術活動の推進	19. 文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供 20. 学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実 21. 伝統文化が感じられる行事の実施	
					施策2 文化を次世代につなげる環境の整備	(1) 文化の世代間交流の場の提供	22. 「伝統文化親子教室」の開催支援 23. 文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援 24. 文化を通じた世代間交流の場づくり
					(2) 文化財の保存の推進	25. 文化財の収集・保存の充実 26. 埋蔵文化財調査の充実	
					施策3 伝統文化を担う子どもや若手の育成	(1) 伝統文化を担う子ども・若者の育成	27. 「伝統文化親子教室」の開催支援(再掲No.22) 28. 伝統芸能の体験支援
					【方向性3】文化を活かす活用	施策1 「音楽のまち習志野」の推進	(1) 「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流支援
				(2) 音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり		31. 地域が一体となって行うコンサートの実施 32. 地域の人材を活かした音楽会の実施	
				(3) 「音楽のまち」を象徴する習志野文化ホールの充実		33. 文化芸術の鑑賞機会の提供(再掲No.11) 34. アウトリーチ事業による鑑賞機会の提供支援(再掲No.12) 35. 音の響きを重視した誰もが利用しやすい文化ホールの再整備の検討	
施策2 文化的な資源の活用	(1) 文化財等文化的な資源の周知	36. 教育等と連携した文化的な資源の活用 37. 文化財等文化的な資源の情報発信の充実					
(2) 文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり	38. 特産品開発等の産業への文化の活用 39. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの作成(再掲No.14)						
施策3 公民館活動等を通じたまちづくり	(1) 交流を促す文化活動の活性化	40. 交流を通じた発表の場づくり 41. 展示スペースの提供					
(2) 大学と連携した公民館活動	42. 地元大学と連携した公民館事業の実施 43. 学生の公民館活動への参加機会の提供						
(3) 社会教育を通じた地域の魅力の発信	44. まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供 45. 地域を活性化させるイベントやまつりの実施						
(4) 地域を担う人材の活用	46. 生涯学習複合施設としてのプラッツ習志野の活用 47. 市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり						

【方向性1】文化に触れる ～機会の提供～

本市の文化芸術に触れる機会を拡充していくため、年齢や障がいの有無、国籍、仕事や子育て等といった要因にとらわれず、誰もが文化芸術に親しむことができる機会の創出に努めます。また習志野文化ホールを中心に、市民が幅広い文化芸術に触れる機会づくりに取り組んでいくとともに、インターネット等を活用した鑑賞機会の拡充に取り組みます。

さらに、こうした文化芸術に係る情報について、市ホームページ等を活用し、市民に伝わりやすい取り組みを進めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	市民意識調査の実施	84.8% (令和元年度)	86%
文化芸術活動をした市民の割合	市民意識調査の実施	23.5% (令和元年度)	25%

【施策1】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供

本市は文化芸術を鑑賞する市民の割合は高いものの、文化芸術活動に取り組む市民の割合は低くなっています。それぞれの対象別、また地域別の取り組みを強化することで、誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会を提供します。

【小施策(1)】誰もが文化芸術活動に親しむことができる場や環境づくり

仕事や子育てで忙しい市民も含めて広く市民が、文化芸術活動がしやすいよう、夜間や祝日などを利用した講座・行事の実施や、施設を利用しやすいよう施設予約の環境を整えます。

さらに、高齢者にとって身近な場所で文化芸術に親しみ、活動に取り組めるようにします。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
1	夜間開館等を利用した講座等の実施	公民館・図書館において、広く市民が参加しやすいよう、夜間や土日・祝日を利用して、講座や行事を実施します。	公民館 図書館
2	利用しやすい公民館の施設予約の実施・検討	中央公民館ではインターネットを利用した施設予約を実施しています。他公民館においても利用しやすい方法を検討します。	公民館

3	高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ内容の充実	公民館や福祉施設で行う高齢者を対象とする事業や講座の中に、文化芸術の内容をさらに取り入れ、身近で文化芸術に親しめる環境づくりをします。	公民館 高齢者支援課
4	図書館資料の充実	読書に親しむため、市民ニーズに基づいた資料整備をします。	図書館

【小施策(2)】地域の文化活動の推進

本市では公民館を中心に、地域の文化活動が盛んに取り組まれてきました。これをさらに推進していくため、様々な場所で市民文化祭の実施に取り組みます。

また、市庁舎内等、文化施設や社会教育施設以外での発表機会の提供を進めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
5	市民文化祭の実施	本市で活動する文化芸術団体や公民館・コミュニティセンターのサークルの活動成果を披露する「市民文化祭」を開催します。	社会教育課 (芸術文化協会) 公民館 協働政策課
6	市庁舎等での発表機会の提供	本市で活動する文化芸術団体が市庁舎等の公共施設で発表する機会をつくります。	社会教育課



寿学級狐面作品(菊田公民館)



市民文化祭(実花公民館)

【小施策(3)】保育付きや親子で参加できる講座の充実

子育て中の家族が文化芸術に触れる機会を増やすため、保育付きや親子で参加できる機会を充実します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
7	保育付きの講座やイベントの充実	公民館や子育て支援センター等で、子育て中の家族が参加できるよう、保育サービスのある講座を実施します。	公民館 子育て支援課 こども保育課
8	親子で参加可能な講座やイベントの充実	公民館や子育て支援センター等で、親子で参加して楽しめる内容の講座やイベントを実施します。	公民館 子育て支援課 こども保育課



保育付講座
(新習志野公民館「子育てリフレッシュ講座」)



親子で工作(谷津公民館)

【小施策(4)】障がい者や外国人が文化芸術活動を発表・体験する機会の提供

障がい者や外国人が文化芸術活動に触れる機会を充実させるため、障がい者が制作した作品を展示する場の提供や、外国人が日本文化を体験できる機会をつくります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
9	障がい者が制作した作品展示や、演奏等発表の場の提供	障がい者が制作した作品や練習した演奏について、行事やイベントで展示・発表できるよう取り組みます。	健康福祉政策課 障がい福祉課 社会教育課 公民館
10	多文化交流ができる機会の充実	外国人と日本人が、交流を通じて相互の文化を理解し体験できる取り組みをする習志野市国際交流協会を支援します。	協働政策課



障害福祉サービス事業所「花の実園」
利用者作品(ちぎり絵)



姉妹都市
米国アラバマ州タスカルーサ市
青少年訪問団との交流

【施策2】 身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会の提供

市民が身近な場所で幅広い文化芸術を鑑賞する機会をこれからも提供することが大切です。これまでこのような役割を担ってきた習志野文化ホールや市民ホールでの事業を一層強化するとともに、インターネット等を活用した鑑賞の機会づくりにも取り組みます。

【小施策(1)】習志野文化ホール・市民ホールでの幅広い鑑賞機会の充実

開設当初より文化ホールを管理運営する公益財団法人習志野文化ホールは、近年、本市や千葉県にゆかりのある音楽家によるオーケストラ「習志野シンフォニエッタ千葉」を結成し、演奏会を開催したり、地元のまつりなどに音楽家を派遣するアウトリーチ事業にも積極的に取り組んだり、本市の音楽文化の隆盛の一翼を担っています。また、芸術文化協会と連携し、市域全体の文化振興に貢献しています。

習志野文化ホールや市民ホールにおいて、市民に対して幅広い文化芸術を鑑賞する機会の一層の充実に努めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
11	文化芸術の鑑賞機会の提供	習志野文化ホールや市民ホールの自主事業で、音楽やその他様々な文化芸術を市民が鑑賞する機会を提供します。	社会教育課 (文化ホール) (市民ホール)
12	アウトリーチ事業による鑑賞機会の提供支援	演奏家を学校や福祉施設、地域のイベント等へ派遣し、質の高い音楽を鑑賞できる事業を支援します。	社会教育課 (文化ホール)



習志野シンフォニエッタ千葉



習志野文化ホールアウトリーチ活動
(モリシアホール)

【小施策(2)】文化施設以外での鑑賞機会の提供

文化施設を訪れて文化芸術を鑑賞することが難しい方等もインターネット等を活用し、気軽に文化芸術を鑑賞できる機会を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
13	ICT※ ² を利用した文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供	本市が所蔵する資料や作品について、ICTを活用してインターネットで鑑賞できる環境を整備します。	社会教育課 図書館
14	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの作成	本市が所蔵する屋外彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課

【施策3】文化に関する情報の収集と提供

文化の鑑賞・活動に関する情報について、市民に発信していくことが大切です。このため、市ホームページ等を活用し、これまで以上に充実した情報の発信に努めます。

【小施策(1)】市ホームページ等を活用した情報提供

文化に関わる市ホームページの充実を図るとともに、これまで様々なページに分散していた文化に関連する情報を一元化し、分かりやすく情報を入手しやすくします。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
15	文化関連のホームページの充実と情報の一元化	文化に関わるホームページを充実するとともに、これまで分散していた文化に関連する情報を一元化します。	社会教育課

※² 「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～

本市で先人たちが受け継いできた文化が停滞しないよう、次世代の子どもや若者に継承し、担い手を育成していくことが大切です。このため、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、世代間交流を通じて文化の継承に取り組みます。また、子どもや若者が文化を学び、体験する機会づくりに取り組みます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	市立小中高生意識調査の実施	93.1% (令和元年度)	95%
文化芸術活動をした小中高生の割合	市立小中高生意識調査の実施	56.0% (令和元年度)	58%

【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり

子どもや若い世代へ文化を継承し、将来に向けて育てていくため、未就学の子ども達への文化芸術の取り組みを拡充するとともに、学校教育における文化芸術に触れられる機会の充実に取り組みます。

【小施策(1)】未就学の子ども達が文化芸術によって感性を育む機会の提供

未就学の子ども達が文化芸術に触れる機会を増やすため、公民館講座において文化芸術に触れる「アートスタート」を導入するとともに、絵本に触れる「ブックスタート」の取り組みを継続します。また、身近に日本の伝統文化が感じられる行事や給食等での行事食を実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
16	講座等でのアートスタートの実施	公民館で開催される講座・イベントにおいて、乳幼児が文化芸術に触れる「アートスタート」の取り組みを実施します。	公民館
17	ブックスタート事業の継続	子どもが生まれた家庭に図書館カード及び絵本を贈呈する「ブックスタート」の取り組みを継続します。	子育て支援課 図書館
18	伝統文化が感じられる行事等の実施	こども園・幼稚園・保育所において、伝統文化を感じられる行事の実施や給食での行事食を提供します。	こども園 幼稚園 保育所等

【小施策(2)】学校教育における文化芸術活動の推進

子どもや若い世代が文化芸術に触れるためには、学校教育において取り組みを強化していくことが大切です。このため、小学校・中学校・高等学校等において、文化芸術鑑賞や体験、発表等の機会提供を継続するとともに、ICT等を利用した手法も検討しながら、学校行事や部活動における文化芸術の取り組みへの支援を行います。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
19	文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供	小・中学校において、質の良い音楽を鑑賞する機会を提供します。また、総合教育展や文集の発行など、文化芸術を鑑賞・制作・発表できる機会を提供します。	社会教育課 指導課
20	学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実	小中学校音楽会やならしの学校音楽祭など、学校行事や部活動で音楽を発表する機会を作ります。また、習志野高等学校吹奏楽部と連携し、小中学生に対する演奏指導にも取り組みます。	学校教育課 指導課
21	伝統文化が感じられる行事の実施	小・中学校において、伝統文化を感じられる行事を実施します。	学校教育課 指導課



ブックスタート事業



ならしの“こども美術館”（冊子）



習志野市小中学校管楽器講座

【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備

本市の文化を次世代に継承していくため、大人と子どもが交流する機会の拡充に取り組んでいきます。

【小施策(1)】文化の世代間交流の場の提供

世代間交流により文化を継承するため、「伝統文化親子教室」の取り組みを強化するとともに、芸術文化協会の発表や展覧会等へ小中高生が参加できる環境を支援します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
22	「伝統文化親子教室」の開催支援	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業「伝統文化親子教室」を実施する団体に対し、申請や実施に係る支援をします。	社会教育課 (芸術文化協会)
23	文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援	文化芸術団体が行う発表会や展覧会等に小中高生が参加できるよう支援します。	社会教育課 (芸術文化協会)
24	文化を通じた世代間交流の場づくり	文化団体等と小中高生が、本市で培われてきた文化を共有しながら世代間交流を支援します。	社会教育課 (芸術文化協会)

【小施策(2)】文化財の保存の推進

本市の歴史に培われてきた文化財等の把握及び調査に努め、その保存を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
25	文化財の収集・保存の充実	文化財の調査・収集・保存の充実に努めます。文化財指定を目指した調査・検討を進めます。	社会教育課
26	埋蔵文化財調査の充実	開発事業に伴う埋蔵文化財調査を充実させ、埋蔵文化財の保護に努めます。	社会教育課

【施策3】 伝統文化を担う子どもや若手の育成

本市の生活文化や伝統文化に携わる人材を育てていくため、子ども・若者が文化を学び、体験する機会づくりに努めます。

【小施策(1)】 伝統文化を担う子ども・若者の育成

これからの本市の文化を担う子どもや若者を育てるため、引き続き「伝統文化親子教室」の支援に取り組むとともに、伝統芸能の体験や、地域の行事や慣習の周知の機会づくりに努めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
27	「伝統文化親子教室」の開催支援(再掲)	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業「伝統文化親子教室」を実施する団体を支援します。	社会教育課 (芸術文化協会)
28	伝統芸能の体験支援	公民館や学校で取り組まれている伝統芸能の活動について、子どもや若者が体験する取り組みを支援します。	公民館 指導課



伝統芸能の体験支援
(袖ヶ浦公民館「そでっ鼓連」)



「伝統文化親子教室」の開催支援
(市庁舎内でのお琴・三絃の発表、コロナ禍に感染症予防対策を取りながら実施)

【方向性3】文化を活かす ～活用～

市民が育んできた本市の文化について、教育や産業、まちづくり等の他分野と連携させていきます。特に本市で特徴のある音楽文化、文化財、公民館活動等について、文化の活用に向けた取り組みを進めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
公民館での音楽会・コンサートの実施回数	実績値	13回 (令和元年度)	18回
県指定文化財(旧大沢家・旧鴛田家住宅)の1日当たりの入館者数	実績値	61.1人 (令和元年度)	70人

【施策1】「音楽のまち習志野」の推進

本市は「音楽のまち習志野」として振興しており、この強みを活用していくことが大切です。そのためには、本市の音楽文化を支える学校や団体、習志野文化ホールの取り組みを支援していくことが大切です。

【小施策(1)】「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流支援

本市は小学校・中学校・高等学校が全国レベルでの音楽コンクールで優秀な成績を収めており、音楽のまちとして振興しています。引き続き学校や団体への活動支援に取り組むとともに、子ども達が質の高い演奏に刺激や感銘を受けられる環境づくりを継続します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
29	コンクール優秀団体の発表の場と鑑賞機会の提供	コンクールにおいて優秀な成績を収めた団体の演奏の発表の場として「ならしの学校音楽祭」を実施し鑑賞機会を提供します。	指導課
30	身近なところで子ども達が目標を持つことができる環境の維持	管楽器講座への参加や「ならしの学校音楽祭」への出場を目指したり、習志野第九演奏会の練習を見学したりして、刺激や感銘を受け、身近なところで子ども達が目標を持つことができる環境づくりをします。	指導課 学校教育課

【小施策(2)】音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり

地域でのコンサート開催等を通じて、身近で音楽を楽しめる機会づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
31	地域が一体となって行うコンサートの実施	公民館が学習圏会議や地域と共に連携して取り組むコンサートを実施します。	公民館
32	地域の人材を活かした音楽会の実施	本市で活動する文化芸術団体等を、地域の要請により紹介し、音楽活動を推進します。また、それに係る人材を登録する仕組みをつくりまします。	社会教育課 公民館



地域コンサート(菊田公民館「森の音楽会」)
於:藤崎小学校体育館

【小施策(3)】「音楽のまち」を象徴する習志野文化ホールの充実

本市の音楽文化は、文化芸術の殿堂習志野文化ホールを中心に育まれてきました。

今後も習志野文化ホールにおいて、音の響きを重視し、質の良い音楽等を楽しめる環境づくりに取り組むとともに、幅広い文化芸術を鑑賞する機会を提供し、より一層充実を図るため、自主事業の充実に努めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
33	文化芸術の鑑賞機会の提供(再掲)	習志野文化ホールの自主事業で、音楽やその他様々な文化芸術を市民が鑑賞する機会を提供します。	社会教育課 (文化ホール)
34	アウトリーチ事業による鑑賞機会の提供支援(再掲)	演奏家を学校や福祉施設、地域のイベント等へ派遣し、質の高い音楽を鑑賞できる事業を支援します。	社会教育課 (文化ホール)
35	音の響きを重視した誰もが利用しやすい文化ホールの再整備の検討	老朽化する文化ホールについて、音の響きを大事にし、誰もが利用しやすいように再整備を検討します。	総合政策課 社会教育課

【施策2】 文化的な資源の活用

本市には、文化財や美術品をはじめとする文化的な資源が豊富にあります。このような資源の認知度や関心度を高め、幅広い市民が地域に親しみを感じる事が大切です。また、教育や産業等と連携した活用にも取り組みます。

【小施策(1)】文化財等文化的な資源の周知

文化財等文化的な資源の存在が広く知られ、関心を持たれるために、教育と連携して活用したり、身近な場所での展示やインターネット等による情報発信の充実を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
36	教育等と連携した文化的な資源の活用	学校教育・社会教育等の場で文化的な資源を学ぶ機会の充実を図ります。	指導課 社会教育課 公民館 図書館
37	文化財等文化的な資源の情報発信の充実	文化財、芸術作品など本市の文化的資源を周知するため、公民館等での展示や公開を行います。また、インターネット、ガイドマップ、説明板などによる情報発信も進めます。	社会教育課



習志野かるた



歴史を紹介する展示
 (「ドイツ捕虜解放100周年」の展示)

【小施策(2)】文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり

本市の文化を他分野と連携し、地域の活性化につなげるため、特産品開発等の産業への活用を進めます。また、市内にある彫刻等を紹介するガイドマップ等を配布し、まち歩きを推奨します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
38	特産品開発等の産業への文化の活用	習志野市の文化を特産品開発等の産業に活用します。	産業振興課
39	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの作成(再掲)	本市が所蔵する彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課



習志野ドイツフェア



習志野市歴史・文化財マップ



習志野市歴史・文化財マップ(表面)

【施策3】 公民館活動等を通したまちづくり

本市の地域文化は、各地区にある公民館を中心に生まれ、市民のまちづくりを後押ししてきました。今後もこうした地域文化を継承・発展させていくため、地域の魅力や課題を皆で発掘し、まつりやイベント等につなげるとともに、大学との連携を通じて、活動の活性化に取り組めます。また、今後の地域を担う人材が活躍できる環境づくりにも取り組めます。

【小施策(1)】 交流を促す文化活動の活性化

文化活動を活性化させるためには、市民や文化団体等が交流し、相互に作品等を鑑賞し合い、新たな作品発表の機会を創出することが大切です。このため、市民に身近な公民館等公共施設において、交流の場づくりに取り組めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
40	交流を通じた発表の場づくり	文化団体の交流を促し、相互に刺激をし合える、作品や音楽などの発表の機会をつくります。	公民館 協働政策課等
41	展示スペースの提供	各公民館等で市民や文化団体が作品等を展示できるスペースを提供し、市民間の交流を促します。	公民館 協働政策課等



ロビー壁面を利用した絵画の展示
(谷津公民館)



市民文化祭での作品展示
(菊田公民館)

【小施策(2)】大学と連携した公民館活動

本市の地域文化は各地区にある公民館を中心に育まれてきましたが、活動の担い手の高齢化が課題となっています。このため、地元大学との連携を通じて、学生が公民館活動に参加しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
42	地元大学と連携した公民館事業の実施	地元の大学の協力を得ながら、講座等の公民館事業に取り組みます。	公民館
43	学生の公民館活動への参加機会の提供	本市に在住・通学する学生が公民館活動に参加しやすい内容を取り入れ、大学等へ周知を図っていきます。	公民館



公民館による地域イベント
(中央公民館「にんじんまつり」)



学生参加の公民館事業
(谷津公民館「ちびっこクリスマス会」)

【小施策(3)】社会教育を通じた地域の魅力の発信

地域ならではの文化の活用に取り組むためには、地域の魅力や課題を発掘し、これらを祭りやイベントにつなげていくことが大切です。このため、まちづくりや地域活動について話し合う場の提供に取り組むとともに、地域を活性化させるまつりやイベントを実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
44	まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供	公民館の学習圏会議※ ³ やプラッツ習志野のフューチャーセンターにおいて、まちづくりや地域の魅力と地域課題について話し合う機会をつくります。	公民館 社会教育課 (プラッツ習志野)
45	地域を活性化させるイベントやまつりの実施	公民館で行うまつりやイベントを地域と連携して開催し、地域の活性化につなげます。	公民館

【小施策(4)】地域を担う人材の活用

これからの地域を担う人材を育てていくことは重要な課題です。このため、生涯学習複合施設「プラッツ習志野」の活用や、市民カレッジで学んだ人材の活用を通じて、誰もが地域で活躍できる仕組みづくりに取り組めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
46	生涯学習複合施設としてのプラッツ習志野の活用	生涯学習複合施設「プラッツ習志野」を市民が活用できる取り組みを推進します。	公民館 社会教育課 (プラッツ習志野)
47	市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり	市民カレッジで学んだ卒業生が、公民館等を通じて地域で活躍できる仕組みをつくります。	社会教育課



プラッツ習志野の取り組み



市民カレッジ(谷津干潟)

※³ 生涯学習によるまちづくりをめざし、地域の特色を活かした生涯学習を推進し実践するため、平成4年から平成6年の間に市内各公民館を拠点に設置された。構成員に制限はなく、各々特徴的なコンサートや行事などを実施している。これまでの主な活動成果として「習志野かるた」制作や、学校や町会等と協力実施する「地域コンサート」がある。

第5章 推進に向けて

1 関係各課等との調整

全庁的に文化振興に取り組むため、各関連分野の担当課と連絡調整を行い、施策・事業を実施します。また、文化事業の実施にあたっては、芸術文化協会や習志野文化ホールと連携を密にして取り組みます。

習志野文化ホールを文化芸術の拠点として、市内の情報収集・発信、関係団体などとも連携を図り、計画を推進します。

その他状況を把握しながら体制の見直しを検討する等対応していきます。

2 評価の仕組みづくり

評価指標を設定し、実績を取りまとめ、社会教育委員会議等の各審議会等に状況を報告します。各審議会の専門的見地からの意見等を受けて、また、社会情勢の変化と照らし合わせ、その都度将来に向けた課題を把握し、計画内容の修正や評価指標の見直し等を実施し、更なる文化振興を図ります。

参考資料

- 1 市民意識調査の分析概要
- 2 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻
- 3 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻マップ
- 4 習志野市文化振興計画について諮問・答申
社会教育法(抄)【第四章】
習志野市社会教育委員の設置に関する条例
習志野市社会教育委員
- 5 習志野市文教住宅都市憲章
文化芸術基本法
千葉県文化芸術の振興に関する条例
- 6 習志野市組織図(本計画に主に関わる部署・業務のみ)

I 市民意識調査の分析概要

(1) 調査目的

習志野市教育委員会では、文化振興をとりまく社会・経済情勢や国・県の文化振興施策の動向を踏まえ、令和3年度から7年度までを計画期間とする「習志野市文化振興計画」の策定を予定している。

こうした社会情勢の変化に対応し、また本市の特性に応じた計画とするため、市民や団体へのアンケート調査を実施し、文化振興に関する市民のニーズや生涯学習・文化財等への意識などを幅広く把握することにより、課題を整理し、本市の特性に応じた計画とするための基礎資料とする。

本調査では、習志野市民（一般・小中高生）、文化活動団体の3者を対象として現状を把握する。

(2) 調査概要

(2-1) 習志野市文化振興に関する市民意識調査

① 調査対象

- 令和元年8月1日現在 市内在住の満18歳以上の男女。

② 標本数

- 3,000件（男性1,500件、女性1,500件）。
- 男女それぞれ、住民基本台帳から本市の人口構成に応じて均等抽出する「比例配分法」により無作為に抽出。

③ 調査期間

- 令和元年10月25日（金）～11月15日（金）の3週間。

④ 回収数等

配布数	回収数	回収率
3,000件	1,047件	34.9%

(2-2) 習志野市文化振興に関する市立小中高生意識調査

① 調査対象

- 令和元年10月1日現在 市内市立小学校・中学校・高校に通学する子ども。

② 標本数

- 1,077件(小学校6年生、中学校2年生、高校2年生)。

③ 調査期間

- 令和元年10月1日(火)～10月15日(火)の2週間。

④ 回収数等

配布数	回収数	回収率
1,077件	1,031件	95.7%

(2-3) 文化芸術活動に関するアンケート（団体）

① 調査対象

- 文化芸術活動を実践している習志野市芸術文化協会の加盟団体。

② 標本数

- 37団体。

③ 調査期間

- 令和元年10月21日(月)～10月31日(木)の10日間。

④ 回収数等

配布数	回収数	回収率
37件	19件	51.4%

(3) 調査結果の記載について

- 表やグラフに記載されている「N」「n」は、設問に対する対象者数を表す。
- 「N」は全有効回収数、「n」は前問までの回答によって対象者を限定した件数となり、これらが構成比算出時の基数となる。
- 構成比(%)は少数点以下第2位を四捨五入しており、内訳の合計が100%にならない場合がある。
- 複数回答の設問については、回答数の合計が対象者数を超える場合がある。また、構成比(%)は対象者数に対する割合を表示するため、内訳の合計が100%を超える場合がある。

(4) 集計方法について

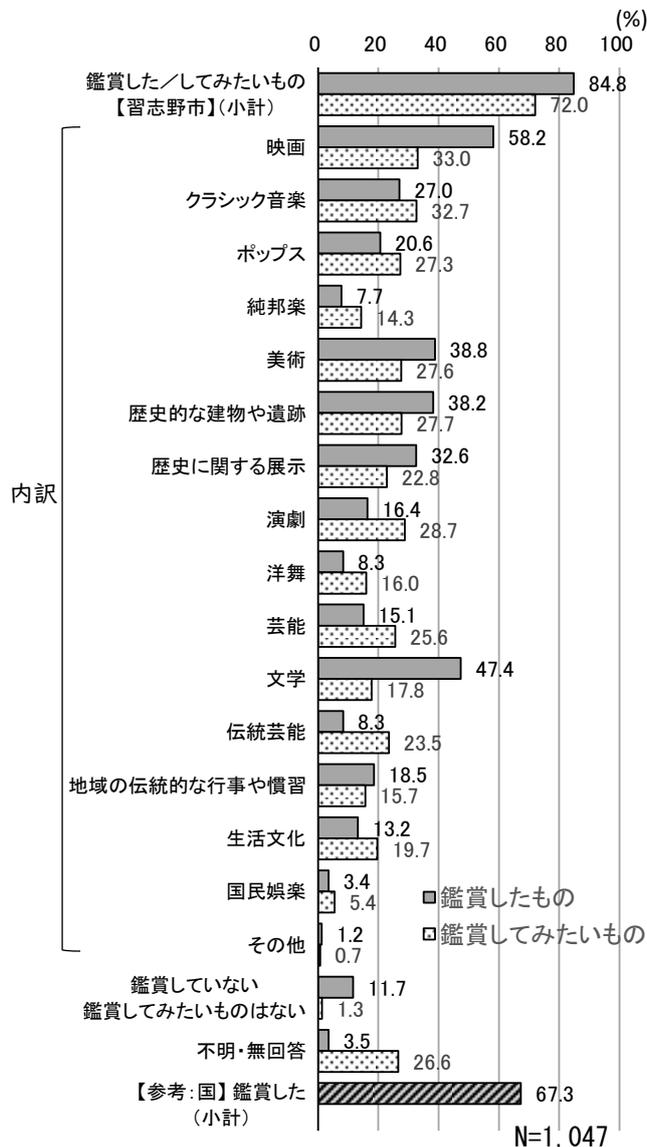
- 表やグラフにおいて構成比が5%を下回る選択肢については、複数の選択肢をまとめて集計している場合がある。
- 表やグラフにおいて長文となる選択肢等については、簡略化している場合がある。

(5) 市民意識調査の分析結果

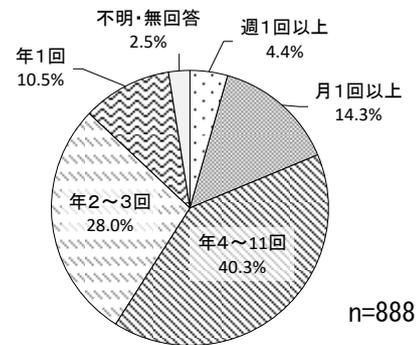
① 文化芸術の鑑賞

- 過去1年間に1つでも文化芸術を鑑賞した市民は約85%であり、文化庁「文化に関する世論調査報告書」(令和2年3月)(以下、「国の調査」という。)の約67%と比較すると15ポイント以上高い。(図1参照)
- 過去1年間に鑑賞した施設は「映画館」が約53%、「習志野文化ホール」が約29%。
- 何も鑑賞していない理由は「仕事や生活が忙しく時間がない」が約50%、「情報が入手しづらい」が約25%、「興味のある催し物が少ない」が約24%、「自宅のテレビやパソコンなどで鑑賞すれば十分だ」が約23%。

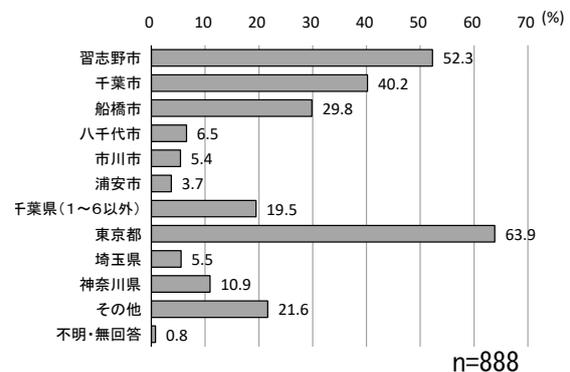
(図1) 過去1年間の鑑賞の有無及び内容、今後鑑賞してみたいもの



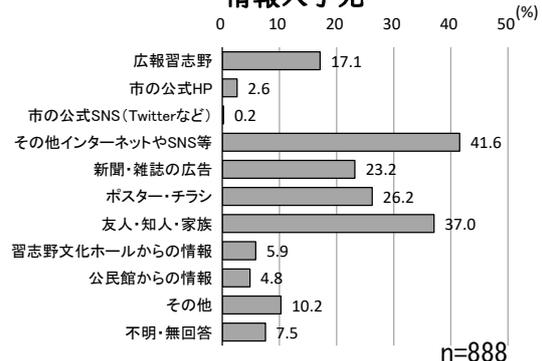
(図2) 過去1年間に鑑賞した頻度



(図3) 過去1年間に鑑賞した地域



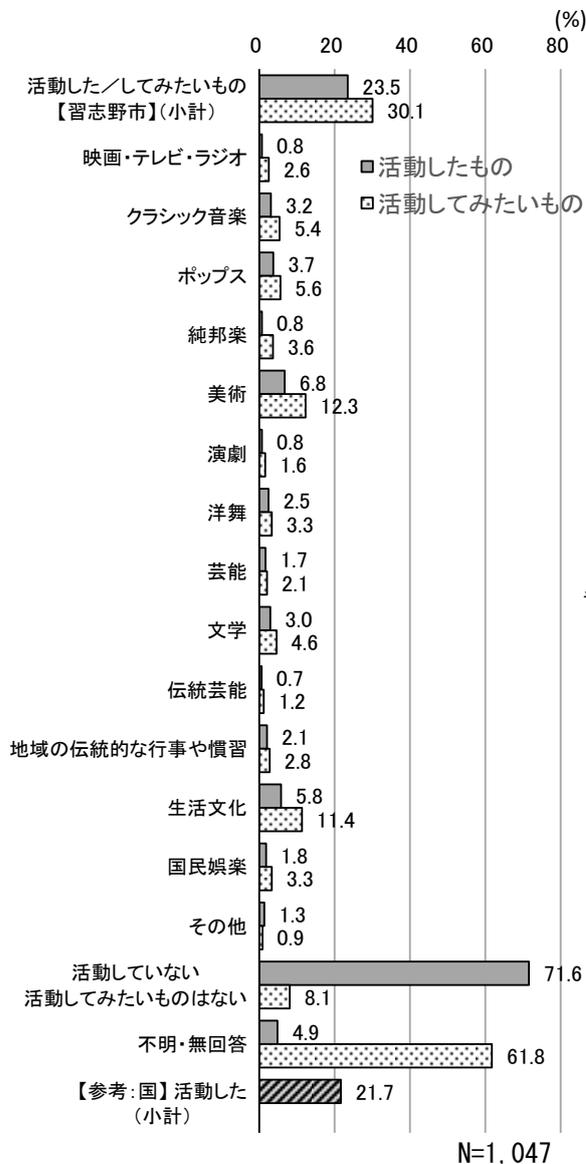
(図4) 過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先



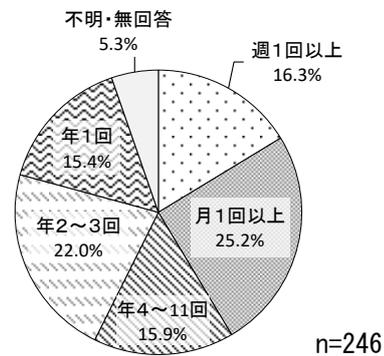
② 文化芸術の活動

- 過去1年間に1つでも文化芸術活動をした市民は約 24%であり、国の調査の約 22%と比較すると2ポイント高い。(図5参照)
- 過去1年間に活動した施設は「その他」が約 57%。(図8参照)
- 文化芸術活動を行わなかった理由は「仕事や生活が忙しく時間がない」が約 52%、「興味があるものがない」が約 24%、「自分が活動することに興味がない」が約 23%。(図 10 参照)

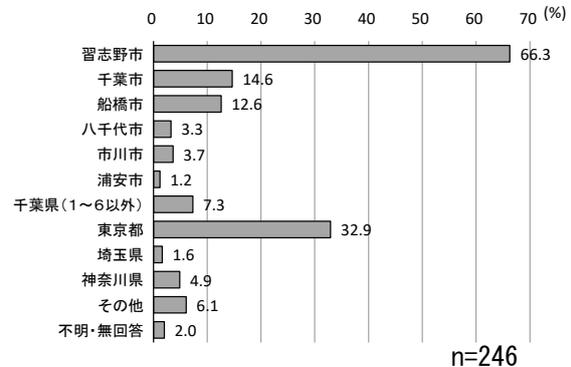
(図5) 過去1年間の活動の有無及び内容、今後活動してみたいもの



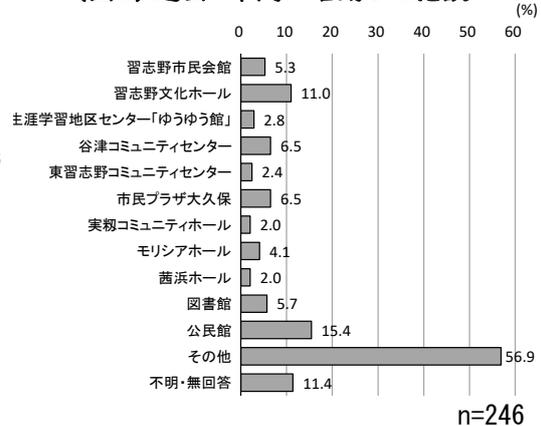
(図6) 過去1年間に活動した頻度



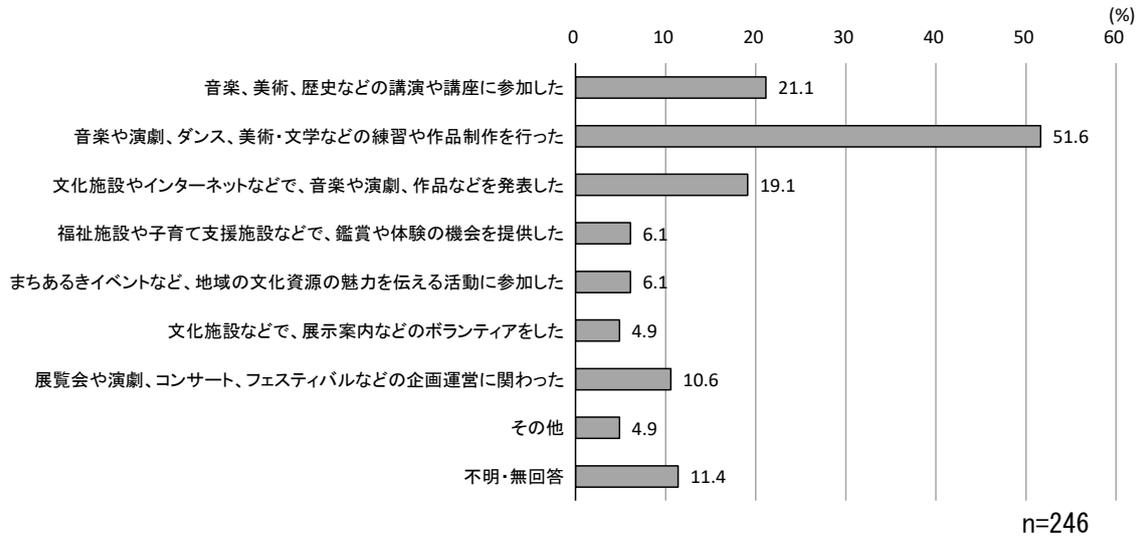
(図7) 過去1年間に活動した地域



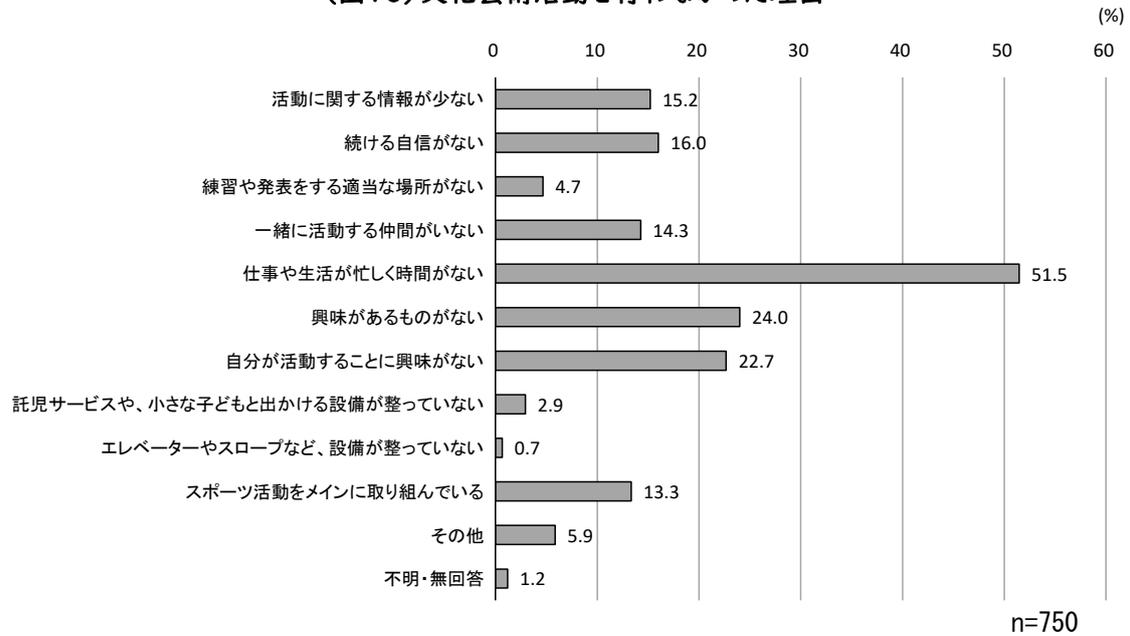
(図8) 過去1年間に活動した施設



(図9) 文化芸術活動の具体的内容



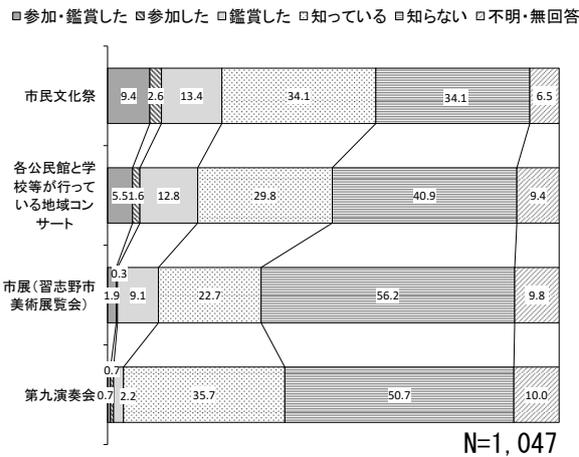
(図10) 文化芸術活動を行わなかった理由



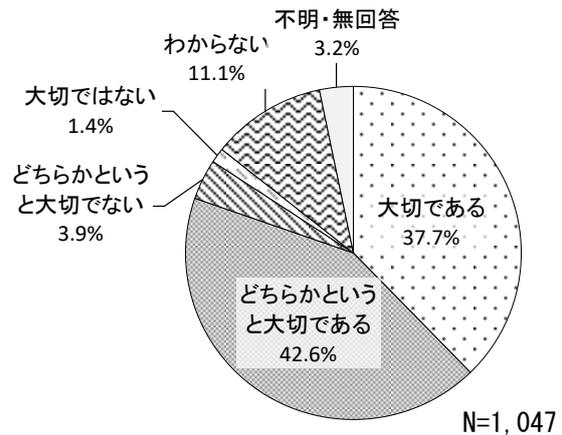
③ 文化芸術に関する取り組み

- 文化芸術鑑賞や活動の大切さについて、「大切である」「どちらかという大切である」の合計は約80%。(図12参照)
- 習志野市の文化芸術・文化財に関する取り組みへの満足度は「どちらとも言えない」が約58%、「満足」「ある程度満足」が約28%、「やや不満」「不満」が約8%。

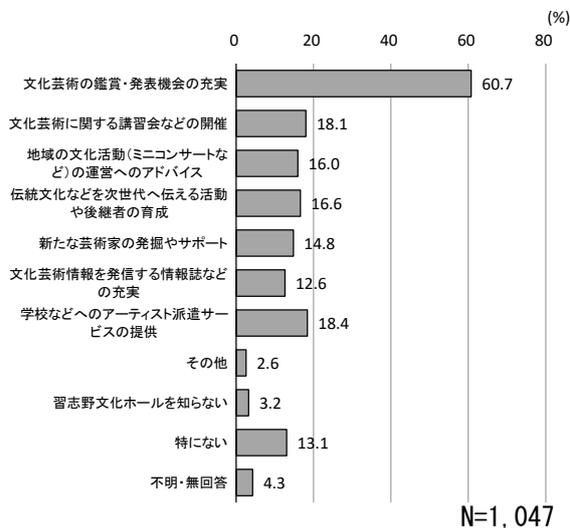
(図11) イベントの認知度と参加・鑑賞経験



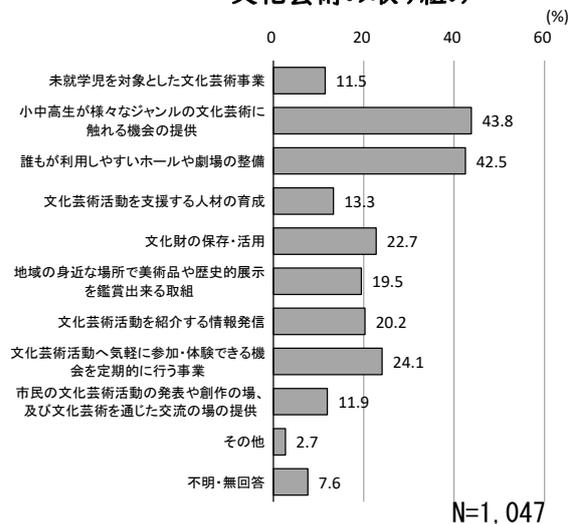
(図12) 文化芸術鑑賞や活動の大切さ



(図13) 文化ホールに期待する役割



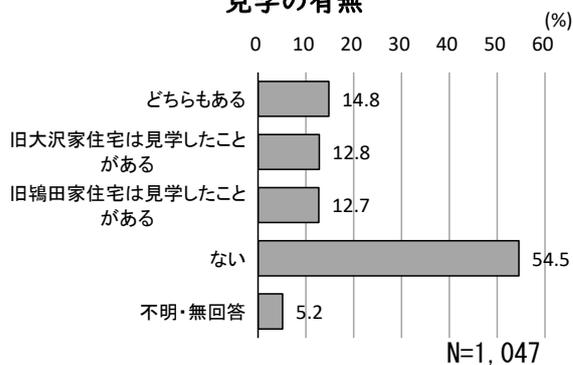
(図14) 今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組み



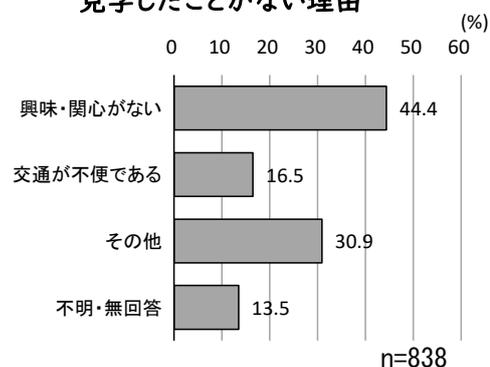
④ 文化財に関する意識

- 文化財や歴史的な資料のうち関心があるものは「歴史的な建造物・古民家」が約57%、「古い町並み・道」が約51%。

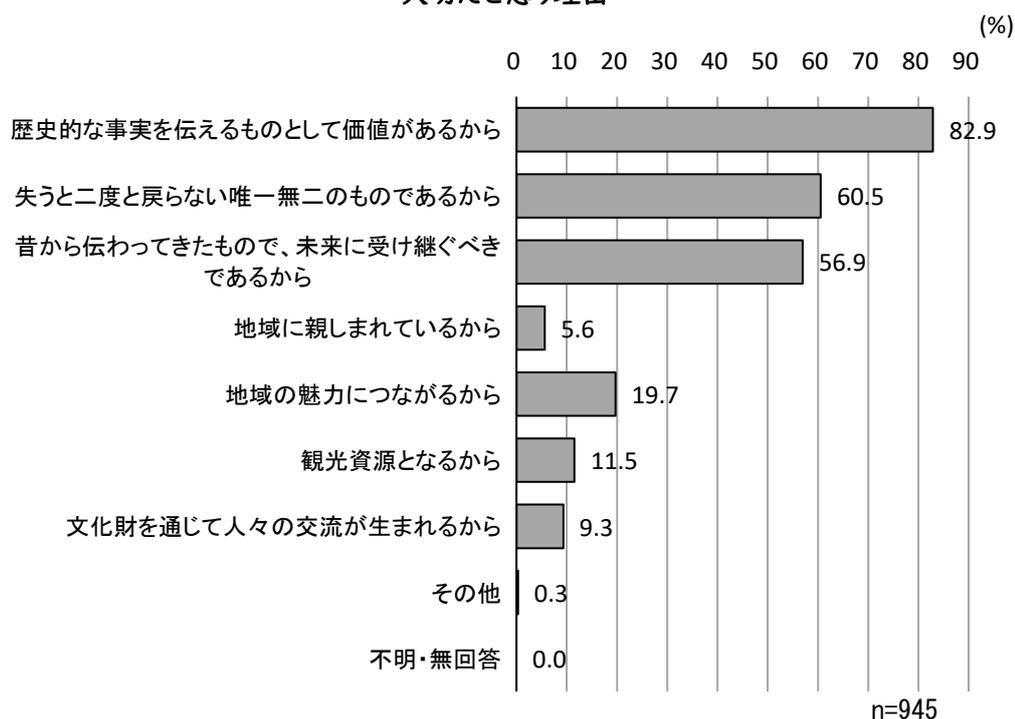
(図15) 旧大沢家・旧鶴田家住宅の見学の有無



(図16) 旧大沢家・旧鶴田家住宅を見学したことがない理由



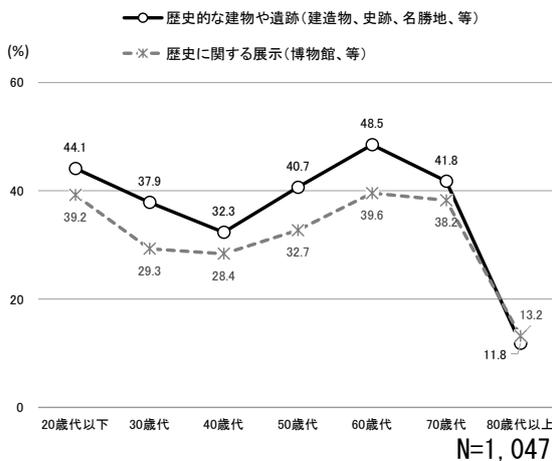
(図17) 文化財を保存・活用することが大切だと思う理由



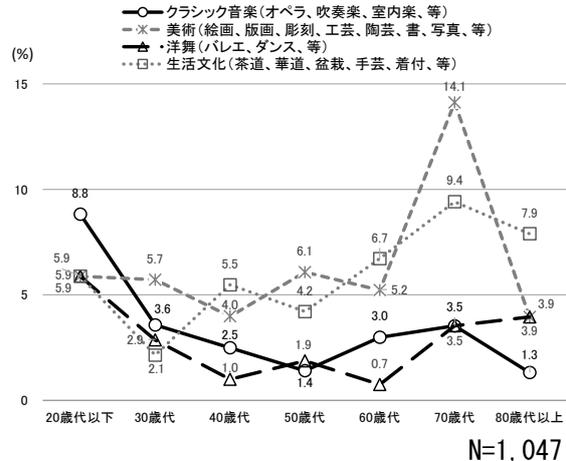
⑤ 年齢別の特徴

- 20歳代以下の過去1年間に文化芸術活動をしたジャンル・内容では、「クラシック音楽」が他の年代より多い。(図19参照)
- 30歳代・40歳代の過去1年間の図書館の利用の有無では、「はい」が他の年代より多く、今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、30歳代は「未就学児を対象とした文化芸術事業」、40歳代は「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」が他の年代より多い。(図20、21参照)
- 50歳代の今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みでは、「文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業」が、60歳代の過去1年間に鑑賞したジャンル・内容では、「歴史的な建物や遺跡」、「歴史に関する展示」が他の年代より多い。(図18、21参照)
- 70歳代・80歳代以上の過去1年間に鑑賞した地域では、「習志野市」が約76%以上となっており、70歳代の過去1年間に文化芸術活動をしたジャンル・内容では、「美術」、「文学」、「生活文化」が他の年代より多い。(図19参照)

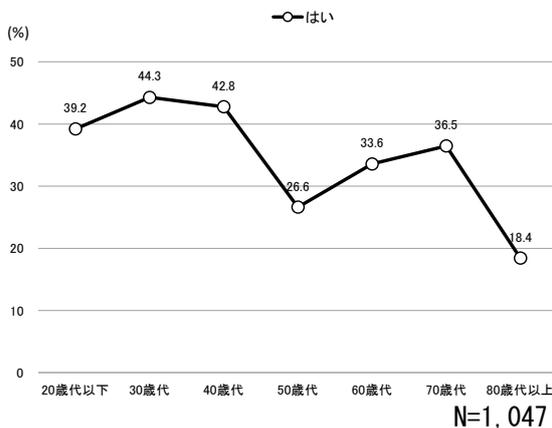
(図18) 年齢別 過去1年間に鑑賞したもの



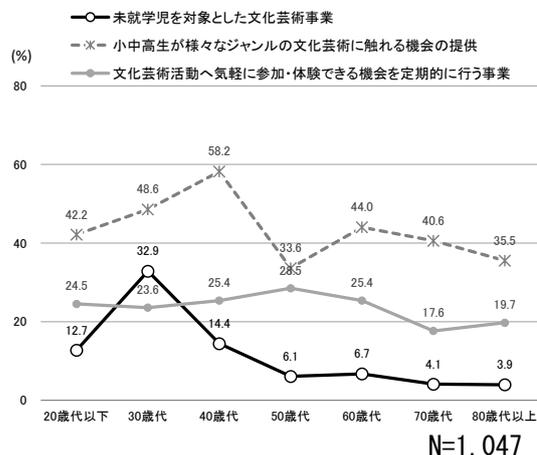
(図19) 年齢別 過去1年間に活動したもの



(図20) 年齢別 図書館の利用の有無

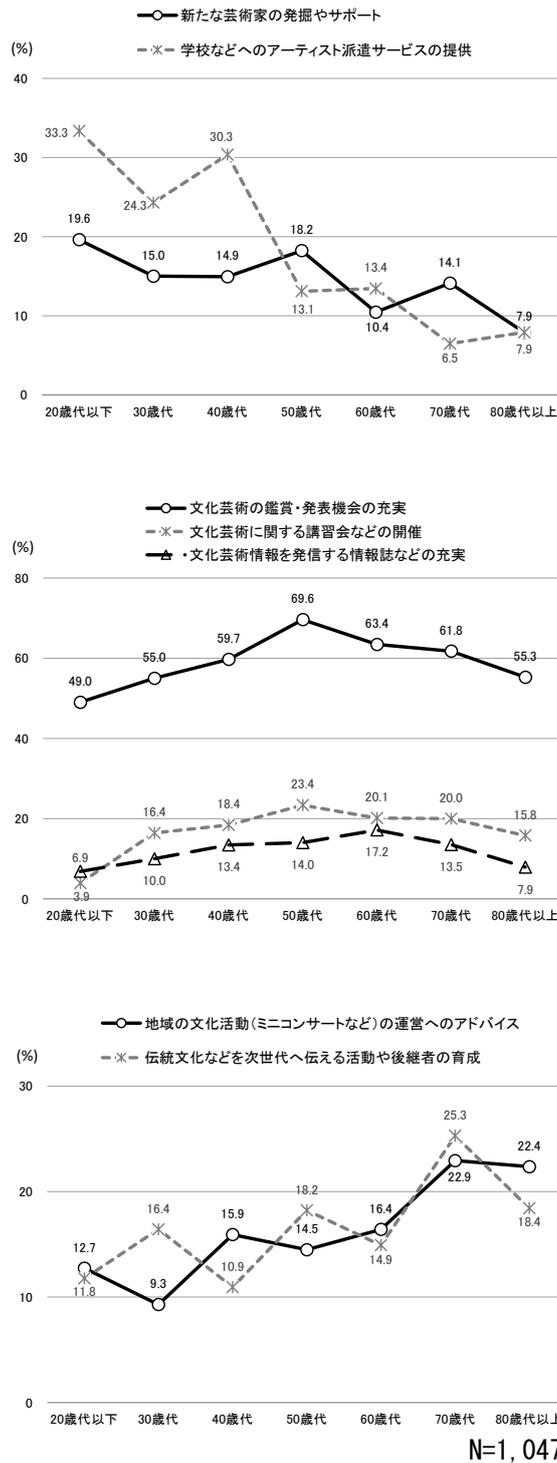


(図21) 年齢別 今後力を入れるべき取り組み



- 文化ホールに期待する役割については、20歳代以下では、「学校などへのアーティスト派遣サービスの提供」や「新たな芸術家の発掘やサポート」、50歳代・60歳代では、「文化芸術の鑑賞・発表機会の充実」、70歳代・80歳代以上では、「伝統文化などを次世代へ伝える活動や後継者の育成」や「地域の文化活動(ミニコンサートなど)の運営へのアドバイス」が多くなっている。(図22参照)

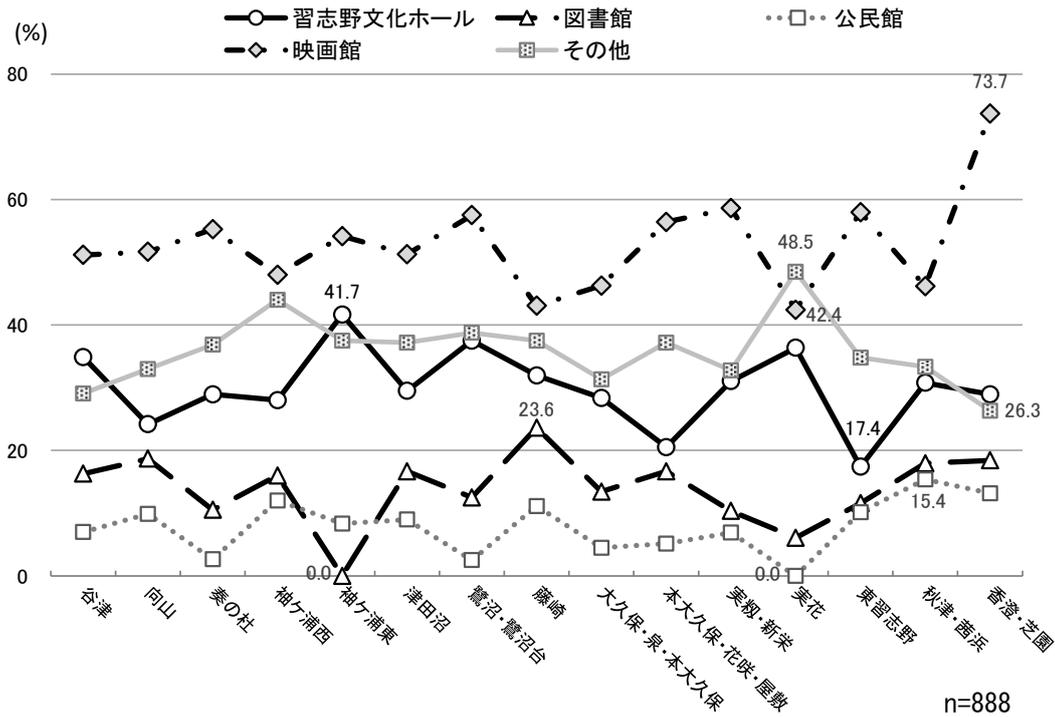
(図 22) 年齢別 文化ホールに期待する役割



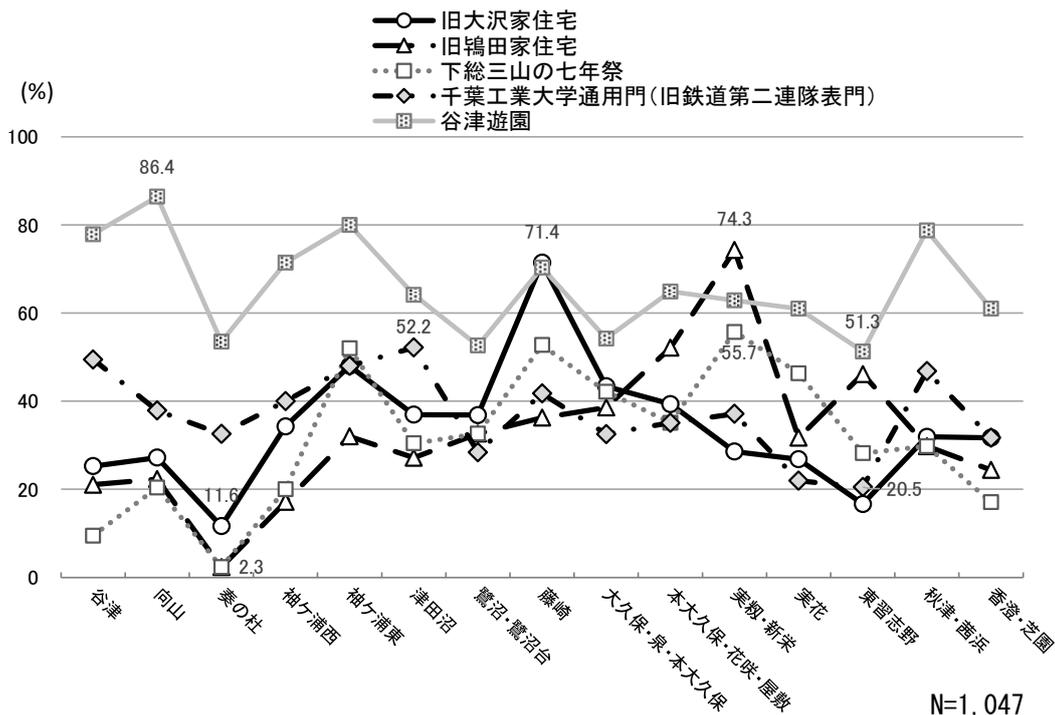
⑥ 居住地別の特徴

- 過去1年間に鑑賞した施設では、どの地域でも「映画館」と「習志野文化ホール」は多い。それ以外の施設は、地域によって異なる。(図 23参照)
- 知っている文化財・歴史的な場所では、どの地域でも「谷津遊園」は多い。それ以外の文化財・歴史的な場所は、地域によって異なる。(図 24参照)

(図 23) 居住地別 過去1年間に鑑賞した施設



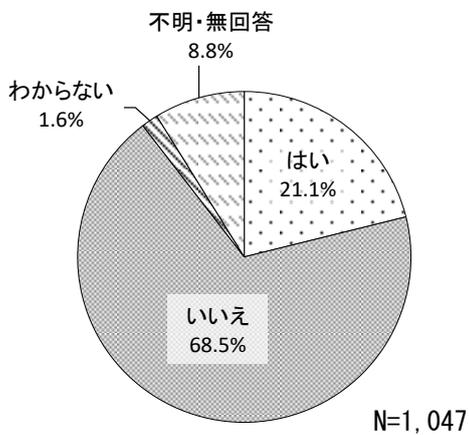
(図 24) 居住地別 知っている文化財・歴史的な場所



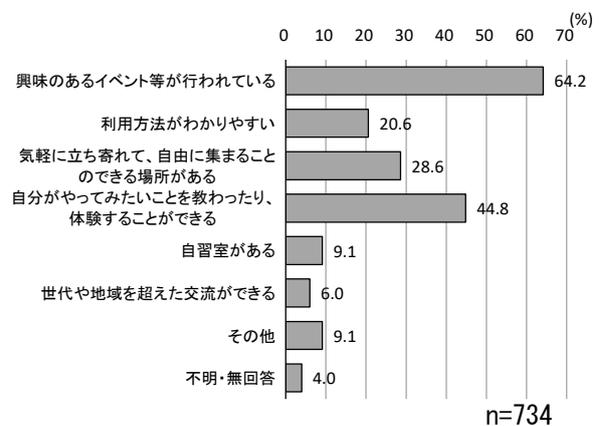
⑦ 生涯学習の実態

- 過去1年間に取り組んだ生涯学習は「健康・スポーツに関するもの」が約26%、「教養的なもの」が約23%、「趣味的なもの」が約21%。また、取り組んでみたい生涯学習は「健康・スポーツに関するもの」「趣味的なもの」が約19%、「教養的なもの」が約17%。
- 生涯学習の機会を提供することによる効果は「地域における世代を超えた人とのつながりが生まれる」が約54%、「地域やコミュニティで活動する人が増える」が約46%。プラッツ習志野で行って欲しい事業や講座は「気軽に質の高い音楽を鑑賞出来るコンサートや音楽イベント」が約51%、「様々な交流のあるイベント」が約42%。

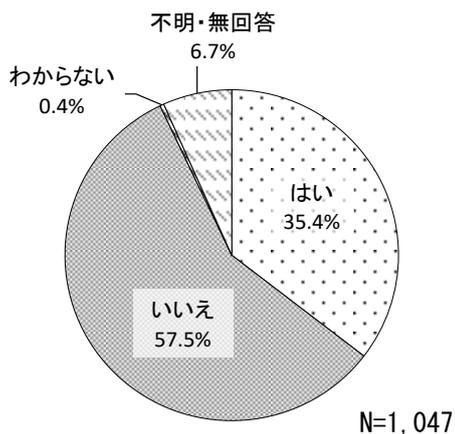
(図25) 過去1年間の公民館の利用の有無



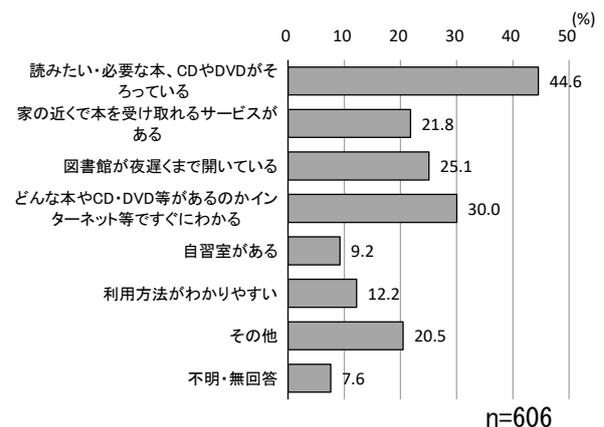
(図26) 公民館を利用したくなる内容



(図27) 過去1年間の図書館の利用の有無



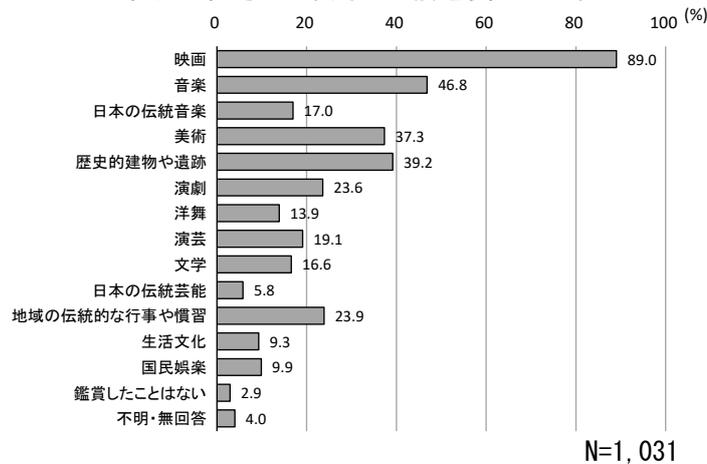
(図28) 図書館を利用したくなる内容



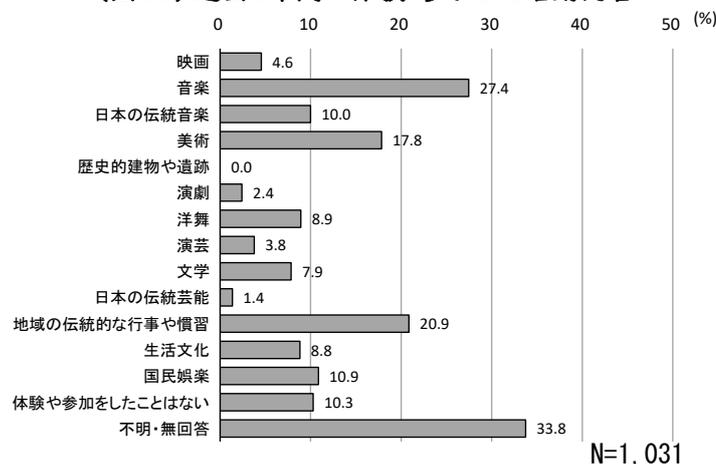
(6) 市立小中高生意識調査の分析結果

- 過去3年間に直接鑑賞した内容では、過去3年間に1つでも直接鑑賞した子どもは約93%。ただし、小学生(約98%)、中学生(約95%)、高校生(約85%)と年齢が上がるにつれて少なくなる傾向にある。
- 過去3年間に体験・参加した活動内容では、過去3年間に1つでも体験・参加した子どもは約56%。ただし、小学生(約73%)、中学生(約54%)、高校生(約33%)と年齢が上がるにつれて少なくなる傾向にある。
- 過去3年以内の公民館の利用の有無では「はい」が約45%。特に小学生は「はい」が約57%で全体より約12ポイント多い。「いいえ」と回答した子どもに公民館を利用したくなる要因を確認すると、「興味のあるイベント等が行われている」が約58%。中学生では「気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある」が約42%。
- 過去3年以内の図書館の利用経験では「はい」が65%。小学生(約78%)、中学生(約70%)、高校生(約44%)と年齢が上がるにつれて少なくなる傾向にある。また、「いいえ」と回答した子どもが図書館を利用したくなる要因は、「読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている」が約58%。

(図29) 過去3年間に直接鑑賞した内容



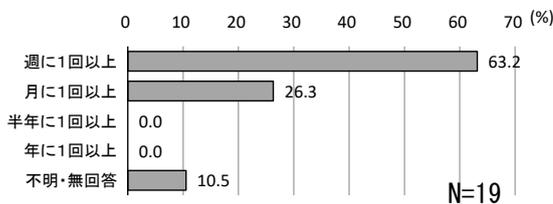
(図30) 過去3年間に体験・参加した活動内容



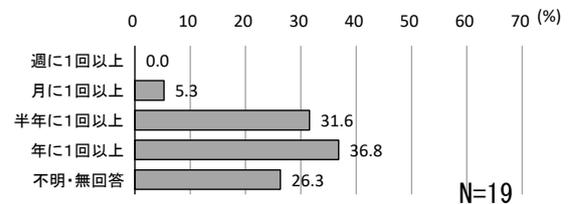
(7) 文化芸術団体意識調査(文化芸術活動に関するアンケート)の分析結果

- 活動頻度は、練習は「週に1回以上」が約63%。「月に1回以上」を合わせると、約90%を占めている。発表は「年に1回以上」が約37%。「半年に1回以上」を合わせると、約68%。活動日の平日休日区分では、練習は「休日」が約63%、「平日」が約58%。発表は「休日」が約63%。
- 活動場所は、「公民館」が約58%で最も多い。活動年数は、「40年以上～50年未満」が約47%で最も多い。
- 会員数は、「10人以上～30人未満」が約37%で最も多い。また、60歳代以上が占める会員比率は「80%以上」が約58%。
- 活動成果の活用方法では、「会員の人生を豊かにし、生きがいづくりになっている」が約90%、続いて「文化活動を広めること・指導に活用している」が約74%、「日常生活や地域での活動に活用している」が約63%。
- 他団体との交流機会の有無について、「ある」が約79%。
- 活動をする上で困っていることは、「会員が高齢化している」と「新しい会員の確保が難しい」が約90%で最も多い。
- 活動をする上で必要な情報については、「文化イベント等に関する情報」と「活動支援策(助成金等)に関する情報」が約42%。

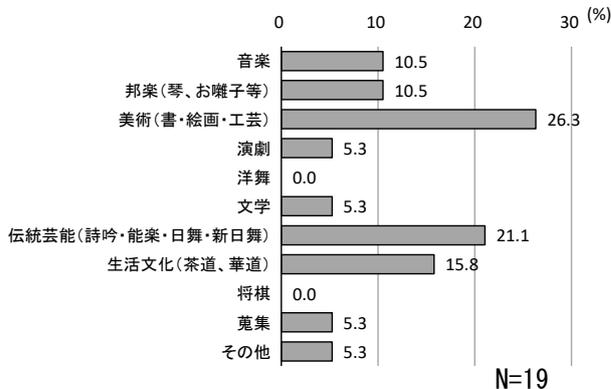
(図31) 活動頻度(練習)



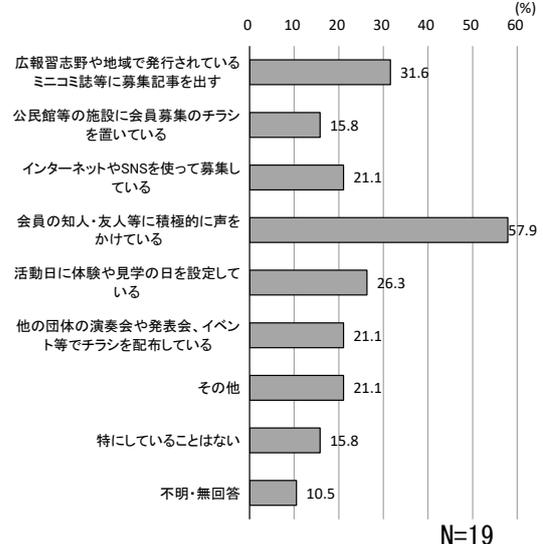
(図32) 活動頻度(発表)



(図33) 活動分野



(図34) 新しい会員の確保手段



習志野市文化振興に関する市民意識調査

I. 文化芸術の鑑賞についてお伺いします。

問1 過去1年間に、市内・市外に関わらず外出して施設^(※)で公演や作品などの文化芸術を鑑賞されたジャンル・内容の全てに○印を記入してください。また、今後鑑賞してみたいものがあれば、全てに○印を記入してください。

※施設（ホールや会館、劇場、映画館、美術館、博物館、公民館、図書館、学校等）

	鑑賞したもの	今後鑑賞してみたいもの
1. 映画（アニメやコンサート動画などを含む）		
2. クラシック音楽（オペラ、吹奏楽、室内楽、等）		
3. ポップス（ジャズ、ロック、歌謡曲、等）		
4. 純邦楽（琴、尺八、三味線、和太鼓、等）		
5. 美術（絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真、等）		
6. 歴史的な建物や遺跡（建造物、史跡、名勝地、等）		
7. 歴史に関する展示（博物館、等）		
8. 演劇（現代演劇、ミュージカル、人形劇、等）		
9. 洋舞（バレエ、ダンス、等）		
10. 芸能（落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、等）		
11. 文学（小説、詩、俳句、短歌、等）※自宅での読書を含む		
12. 伝統芸能（狂言、能楽、文楽、歌舞伎、日本舞踊、等）		
13. 地域の伝統的な行事や慣習（お囃子、神楽、伝統的なまつり）		
14. 生活文化（茶道、華道、陶芸、盆栽、手芸、着付、等）		
15. 国民娯楽（囲碁、将棋、等）		
16. その他（具体的に： _____）		
17. 鑑賞していない⇒問6へ・鑑賞してみたいものはない		

問2 1つでも鑑賞した方にお伺いします。過去1年間に文化芸術を鑑賞した頻度を教えてください。

（鑑賞した全てのジャンル・内容の合計回数。当てはまるもの1つに○印）。

- | | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|--------|
| 1. 週1回以上 | 2. 月1回以上 | 3. 年4～11回 | 4. 年2～3回 | 5. 年1回 |
|----------|----------|-----------|----------|--------|

問3 1つでも鑑賞した方にお伺いします。過去1年間に鑑賞した地域を教えてください。（当てはまるもの全てに○印）。

1. 習志野市	7. 千葉県（1～6以外）
2. 千葉市	8. 東京都
3. 船橋市	9. 埼玉県
4. 八千代市	10. 神奈川県
5. 市川市	11. その他（ _____ ）
6. 浦安市	

Ⅱ. 文化芸術の活動についてお伺いします。

問7 過去1年間に、ご自身が演奏したり、演じたり、創ったりといった文化芸術活動をしたジャンル・内容の全てに○印を記入してください。また、今後活動してみたいものがあれば、全てに○印を記入してください。

	活動したもの	今後活動してみたいもの
1. 映画・テレビ・ラジオ（タレント活動を含む）		
2. クラシック音楽（オペラ、吹奏楽、室内楽、等）		
3. ポップス（ジャズ、ロック、歌謡曲、等）		
4. 純邦楽（琴、尺八、三味線、和太鼓、等）		
5. 美術（絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真、等）		
6. 演劇（現代演劇、ミュージカル、人形劇、等）		
7. 洋舞（バレエ、ダンス、等）		
8. 芸能（落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、等）		
9. 文学（小説、詩、俳句、短歌、等）		
10. 伝統芸能（狂言、能楽、文楽、歌舞伎、日本舞踊、等）		
11. 地域の伝統的な行事や慣習（お囃子、神楽、伝統的なまつり）		
12. 生活文化（茶道、華道、盆栽、手芸、着付、等）		
13. 国民娯楽（囲碁、将棋、等）		
14. その他（具体的に： _____）		
15. 活動していない⇒ 問12へ ・活動してみたいものはない		

問8 1つでも活動した方にお伺いします。過去1年間に文化芸術を活動した頻度を教えてください。

（活動した全てのジャンル・内容の合計回数。当てはまるもの1つに○印）。

- | | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|--------|
| 1. 週1回以上 | 2. 月1回以上 | 3. 年4～11回 | 4. 年2～3回 | 5. 年1回 |
|----------|----------|-----------|----------|--------|

問9 1つでも活動した方にお伺いします。過去1年間に活動した地域を教えてください。（当てはまるもの全てに○印）。

1. 習志野市	7. 千葉県（1～6以外）
2. 千葉市	8. 東京都
3. 船橋市	9. 埼玉県
4. 八千代市	10. 神奈川県
5. 市川市	11. その他（ _____ ）
6. 浦安市	

問 10 1つでも活動した方にお伺いします。過去1年間に活動した施設を教えてください
(当てはまるもの全てに○印)。

1. 習志野市民会館	7. 実叻コミュニティホール
2. 習志野文化ホール	8. モリシアホール
3. 生涯学習地区センター「ゆうゆう館」	9. 茜浜ホール
4. 谷津コミュニティセンター	10. 図書館(具体的な名称:)
5. 東習志野コミュニティセンター	11. 公民館(具体的な名称:)
6. 市民プラザ大久保	12. その他()

問 11 1つでも活動した方にお伺いします。具体的にどのような文化芸術活動をしましたか?
(当てはまるもの全てに○印)

1. 音楽、美術、歴史などの講演や講座に参加した
2. 音楽や演劇、ダンス、美術・文学などの練習や作品制作を行った
3. 文化施設やインターネットなどで、音楽や演劇、作品などを発表した
4. 福祉施設や子育て支援施設などで、鑑賞や体験の機会を提供した
5. まちあるきイベントなど、地域の文化資源の魅力を伝える活動に参加した
6. 文化施設などで、展示案内などのボランティアをした
7. 展覧会や演劇、コンサート、フェスティバルなどの企画運営に関わった
8. その他(具体的に:)

問 12 何も活動していない方にお伺いします。(1つでも活動した方 ⇒ 問13へ)
何も活動していない理由は何ですか?(当てはまるもの全てに○印)

1. 活動に関する情報が少ない
2. 続ける自信がない
3. 練習や発表をする適切な場所がない
4. 一緒に活動する仲間がいない
5. 仕事や生活が忙しく時間がない
6. 興味があるものがない
7. 自分が活動することに興味がない
8. 託児サービスや、小さな子どもと出かける設備が整っていない
9. エレベーターやスロープなど、設備が整っていない
10. スポーツ活動をメインに取り組んでいる
11. その他(具体的に:)

Ⅲ. 生涯学習・社会教育についてお伺いします。

問 13 過去 1 年間に公民館を利用しましたか？利用した方はどんな活動をしましたか。

行ったことがあるか	1. はい 2. いいえ ⇒問14へ 3. わからない ⇒問14へ
どんな活動をしたか	↓

問 14 問 13 で「2. いいえ」、「3. わからない」と答えた方にお伺いします。
どうであったら利用しますか。（当てはまるもの全てに○印）

1. 興味のあるイベント等が行われている 2. 利用方法がわかりやすい 3. 気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある 4. 自分がやってみたいことを教わったり、体験することができる 5. 自習室がある 6. 世代や地域を超えた交流ができる 7. その他（)
--

問 15 過去 1 年間に図書館を利用しましたか？

1. はい ⇒ 問 17 へ	2. いいえ	3. わからない
----------------	--------	----------



問 16 問 15 で「2. いいえ」、「3. わからない」と答えた方にお伺いします。どうであったら利用しますか。（当てはまるもの全てに○印）

1. 読みたい・必要な本、CD や DVD がそろっている 2. 家の近くで本を受け取れるサービスがある 3. 図書館が夜遅くまで開いている 4. どんな本や CD・DVD 等があるのかインターネット等ですぐにわかる 5. 自習室がある 6. 利用方法がわかりやすい 7. その他（)

問 17 過去1年間に、取り組んだ生涯学習のジャンル・内容（講座・教室・テレビ・ラジオ・インターネット・独学を含む）の全てに○印を記入してください。また、今後取り組んでみたい生涯学習のジャンル全てに○印をしてください。

	取り組んだもの	取り組んでみたいもの
1. 趣味的なもの（音楽・美術・レクリエーション活動等）		
2. 教養的なもの（文学・歴史・語学等）		
3. 社会問題に関するもの（時事・環境等）		
4. 健康・スポーツに関するもの		
5. 家庭生活に役立つ技能（料理・裁縫等）		
6. 子育て・教育に役立つもの		
7. 職業上必要な知識・技能（仕事に関係のある知識の習得や、資格の取得等）		
8. コンピュータやスマートフォン等の使い方、インターネットに関すること		
9. ボランティア活動のために必要な知識		
10. 自然体験や生活体験等の体験活動		
11. その他（具体的に： ）		
12. 取り組んでいない・取り組みたいものはない		

問 18 市が生涯学習の機会を提供することで、まちにどのような効果があると思いますか。（当てはまるもの全てに○印）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 学習成果を活かした新たな活動をする人が増え、まちに活気が生まれる 2. 互いの価値観を理解し、尊重できるようになる 3. 自分が望む働き方・生き方ができるようになり、充実した生活を送る人が増える 4. 地域における世代を超えた人とのつながりが生まれる 5. 地域やコミュニティで活動する人が増える 6. わからない 7. その他（ ） |
|--|

問 19 プラッツ習志野^(※)では、どのような事業や講座を行って欲しいですか？（当てはまるもの全てに○印）

※プラッツ習志野（公民館・図書館・ホール・体育館・公園・野球場・テニスコート・パークゴルフ場が一体となった大久保駅前に11月オープンする生涯学習複合施設）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 様々な交流のあるイベント 2. 地域での活動を始めたい市民等を対象とした講座 3. 地域の産業や経済の発展・新たな発想につながる内容をテーマとした講座やイベント 4. 気軽に質の高い音楽を鑑賞出来るコンサートや音楽イベント 5. 広々としたこどもスペースを利用した親子イベント 6. 夏休みの宿題等の参考になる本を紹介する講座やサービス 7. わからない 8. その他（ ） |
|---|

IV. 文化財保護についてお伺いします。

問 20 次の文化財・歴史的な場所などのうち、知っているもの全てに○印を記入してください。また、もっとも関心があるもの3つ以内に○印を記入してください。

	知っ てい る (全 てに ○)	関心 が あ る (3 つ以 内 に○)		知っ てい る (全 てに ○)	関心 が あ る (3 つ以 内 に○)
1. 実籾3丁目遺跡			13. 小金原のしし狩り資料 村小旗		
2. 藤崎堀込貝塚			14. 旧陸軍騎兵旅団・連隊		
3. 鷺沼古墳			15. 旧陸軍鉄道連隊		
4. 谷津貝塚			16. 千葉工業大学通用門 (旧鉄道第二連隊表門)		
5. 東金(御成)街道			17. 旧陸軍習志野演習場		
6. 藤崎正福寺大イチョウ			18. 旧陸軍演習場内圍壁		
7. 旧大沢家住宅			19. 陸軍習志野学校		
8. 旧鴫田家住宅			20. ロシア兵捕虜収容所		
9. 廣瀬家住宅			21. ドイツ兵捕虜収容所		
10. 下総三山の七年祭			22. 谷津遊園		
11. 剣祭り			23. 伊藤飛行機研究所		
12. 藤崎富士塚			24. 海苔養殖用具		

問 21 旧大沢家住宅・旧鴫田家住宅を見学したことがありますか？
(当てはまるもの1つに○印)

1. どちらもある	⇒	問 23 へ
2. 旧大沢家住宅は見学したことがある	}	↓
3. 旧鴫田家住宅は見学したことがある		
4. ない		

問 22 問 21 で「2」「3」「4」に○印を付けた方にお伺いします。旧大沢家住宅・旧鴫田家住宅を見学したことがない理由は何ですか？(当てはまるもの全てに○印)

1. 興味・関心がない
2. 交通が不便である
3. その他 ()

問 23 文化財や歴史的な資料のうち、どのようなものに関心がありますか？
(当てはまるもの全てに○印)。

1. 歴史的な建造物・古民家
2. 絵画、彫刻、書跡、工芸品など
3. 古文書
4. 古い写真
5. 土器・石器など発掘調査で出土した考古資料
6. 伝統的な芸能・工芸技術
7. 昔の生活用具(民具・農具・漁具など)
8. 貝塚・古墳・集落跡・城跡のような遺跡
9. 古くからある樹木や貴重な動植物・鉱物などの天然記念物
10. 古い町並み・道
11. その他 ()

問 24 文化財を保存・活用することについてどう思いますか？（当てはまるもの1つに○印）

1. 大切である	} ⇒	問 25 へ
2. どちらかという大切な		
3. どちらかという大切なでない	} ⇒	問 26 へ
4. 大切ではない		
5. わからない	⇒	問 27 へ

問 25 問 24 で「1」「2」に○印を付けた方にお伺いします。文化財を保存・活用することが大切だと思う理由は何ですか？（当てはまるもの3つ以内に○印）

1. 歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから
2. 失うと二度と戻らない唯一無二のものであるから
3. 昔から伝わってきたもので、未来に受け継ぐべきであるから
4. 地域に親しまれているから
5. 地域の魅力につながるから
6. 観光資源となるから
7. 文化財を通じて人々の交流が生まれるから
8. その他（ ）

問 26 問 24 で「3」「4」に○印を付けた方にお伺いします。あなたが文化財を保存・活用することが大切でないと思う理由は何ですか？（当てはまるもの1つに○印）

1. 文化財に関心がないから
2. 習志野市に大切にすべき文化財がないから
3. 文化財に価値があると思わないから
4. 保存・活用のための費用がかかるから
5. その他（ ）

V. 文化芸術振興についてお伺いします。

問 27 習志野市が主催・共催等をする下記のイベントを知っていますか？また、これまでに参加したり、鑑賞したりしたことはありますか？（表の項目のうち、当てはまるもの1つに○印）

	参加・鑑賞した	参加した	鑑賞した	知っている	知らない
1. 各公民館や習志野文化ホール等で行われている「市民文化祭」	1	2	3	4	5
2. 各公民館と学校等が行っている地域コンサート （例：森の音楽会、ハミングコンサート、みな友ライブ、みはなサマーコンサート、フレンドシップコンサート、バラの街♪音楽会、海辺のコンサート等）	1	2	3	4	5
3. 美術愛好家の作品を広く紹介する「市展」 （習志野市美術展覧会）	1	2	3	4	5
4. 市民で構成された合唱団がベートーベン作曲交響曲第九番を歌う「第九演奏会」	1	2	3	4	5

問 28 日常生活の中で文化芸術を鑑賞したり、自ら文化芸術活動を行ったりすることは大切だと思いますか？（当てはまるもの1つに○印）

1. 大切である	3. どちらかというと大切でない
2. どちらかというと大切である	4. 大切ではない
	5. わからない

問 29 習志野文化ホールでは、本市の文化振興のために、ホールの貸出を行うほか、コンサートなどの催し物の企画運営なども行っています。今後習志野文化ホールに期待することは何ですか？（当てはまるもの3つ以内に○印）。

1. 文化芸術の鑑賞・発表機会の充実
2. 文化芸術に関する講習会などの開催
3. 地域の文化活動（ミニコンサートなど）の運営へのアドバイス
4. 伝統文化などを次世代へ伝える活動や後継者の育成
5. 新たな芸術家の発掘やサポート
6. 文化芸術情報を発信する情報誌などの充実
7. 学校などへのアーティスト派遣サービスの提供
8. その他（ ）
9. 習志野文化ホールを知らない
10. 特になし

問 30 習志野市の文化芸術・文化財に関する取組みについて満足していますか？（当てはまるもの1つに○印）。

1. 満足している	4. やや不満がある
2. ある程度満足している	5. 全く満足していない
3. どちらとも言えない	

問 31 習志野市は今後どのような文化芸術・文化財の取組みに力を入れたらよいと思いますか？（当てはまるもの3つ以内に○印）

1. 未就学児を対象とした文化芸術事業
2. 小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供
3. 誰もが利用しやすいホールや劇場の整備
4. 文化芸術活動を支援する人材の育成
5. 文化財の保存・活用
6. 地域の身近な場所で美術品や歴史的展示を鑑賞出来る取組
7. 文化芸術活動を紹介する情報発信
8. 文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業
9. 市民の文化芸術活動の発表や創作の場、及び文化芸術を通じた交流の場の提供
10. その他（具体的に： ）

問 32 習志野市の文化芸術・文化財に関する取組みについて、感じていることや要望したいことをお教えてください〔自由記述〕。

VI. あなたご自身（宛名のご本人）のことについてお伺いします。

問 33 年齢を教えてください。（当てはまるもの1つに○印）

1. 20歳代以下	2. 30歳代	3. 40歳代	4. 50歳代
5. 60歳代	6. 70歳代	7. 80歳代以上	

問 34 性別を教えてください。（当てはまるもの1つに○印）

1. 男性	2. 女性	3. 自由記入（ ）
-------	-------	---------------

問 35 お住まいの地区について教えてください。（当てはまるもの1つに○印）

1. 谷津1・5・6・7丁目	12. 泉町
2. 谷津2・3・4丁目	13. 本大久保1・2丁目
3. 谷津町1・4丁目	14. 本大久保3・4・5丁目
4. 奏の杜	15. 花咲
5. 袖ヶ浦1・2・3丁目	16. 屋敷
6. 袖ヶ浦4・5・6丁目	17. 実籾、実籾本郷
7. 津田沼	18. 新栄
8. 鷺沼	19. 東習志野1・6・7・8丁目
9. 鷺沼台	20. 東習志野2・3・4・5丁目
10. 藤崎	21. 秋津、茜浜
11. 大久保	22. 香澄、芝園

問 36 同居されているご家族の構成について教えてください。

（当てはまるもの1つに○印、または人数を記入）

同居人数	（ ）人 ←あなたご自身を含めてください。
小学生以下の 子どもの有無	1. あり（ 人） 2. なし

問 37 習志野市にお住まいの年数について教えてください。

（当てはまるもの1つに○印）

1. 1年未満	2. 1年～3年未満	3. 3年～5年未満
4. 5年～10年未満	5. 10年～20年未満	6. 20年以上

問 38 ご職業について教えてください。（当てはまるもの1つに○印）

1. 自営業（農林漁業、商工サービス業、建設業、自由業などの事業主及び家族従業者）		
2. 会社員・公務員	3. パート・アルバイト	4. 学生
5. 家事専業	6. 無職	
7. その他（ ）		

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

(9) 習志野市文化振興に関する市立小中高生意識調査(調査票)

習志野市文化振興に関する市立小中高生意識調査

問1 あなたの性別について教えてください。(あてはまるもの1つに○印)

1. 男子	2. 女子
-------	-------

問2 学校で文化系のクラブ活動に所属していますか？(あてはまるもの1つに○印)

※課内・課外どちらでも

1. 所属している(クラブ名:)
2. 過去に所属していた(クラブ名:)
3. 所属していない

問3 (1) 過去3年間に1回でも、ホールや会館、劇場、映画館、美術館、博物館、公民館、図書館、学校等で、以下の表の項目について鑑賞したことがありますか？

(あてはまるものすべてに○印)

※学校の授業・行事は含みませんがクラブ活動(課内・課外どちらでも)・ボランティア活動は含みます。

※テレビ、インターネット、DVD、CD、写真集等による鑑賞を除きます。

(2) 過去3年間に1回でも、以下の表の項目について体験・参加の経験等がありますか？(あてはまるものすべてに○印)

※学校の授業・行事は含みませんが、クラブ活動(課内・課外どちらでも)・ボランティア活動は含みます。

鑑賞・活動内容	(1) 鑑賞	(2) 体験・参加
1. 映画		
2. 音楽(管弦楽、吹奏楽、オペラ、歌謡曲、ポップス、ロック、ジャズ、合唱、等)		
3. 日本の伝統音楽(民謡、三味線、琴、和太鼓、等)		
4. 美術(絵画、書道、彫刻、工芸、陶芸、写真の展示会を見る・作品として写真を撮る、等)		
5. 歴史的建物や遺跡(庭園等も含む)		
6. 演劇(現代劇、ミュージカル、人形劇、等)		
7. 洋舞(バレエ、ダンス、等)		
8. 演芸(落語、講談、漫才、マジック、等)		
9. 文学(詩、俳句、短歌、絵本、等)		
10. 日本の伝統芸能(歌舞伎、能、狂言、日本舞踊、等)		
11. 地域の伝統な行事や慣習(お囃子、神楽、古くから伝わる地域の伝統的まつり、季節行事、等)		
12. 生活文化(生け花、盆栽、お茶、着付け、等)		
13. 国民娯楽(囲碁・将棋の対戦を見る、対戦する)		
14. 鑑賞したことはない・体験や参加をしたことはない		
15. その他(鑑賞したもの、行ったものを具体的に)		

問4 あなたは過去3年以内に公民館を利用しましたか？

利用した方はどんな活動をしましたか。

行ったことがあるか	1. はい	2. いいえ	3. わからない
どんな活動をしたか			

問5 (問4)で「2. いいえ」と答えた方にお聞きします。どうであったら利用しますか。(あてはまるものすべてに○印)

- ア. 興味のあるイベント等が行われている
- イ. 学校では習わないようなことや、体験できないようなことを教わったり、体験することができる
- ウ. 気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある
- エ. 宿題の相談や手伝いをしてもらえる
- オ. 学習室がある
- カ. 違う学校や学年の友達ができる
- キ. その他 ()

問6 あなたは過去3年以内に図書館を利用しましたか？

- | | | |
|-------|--------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

問7 (問6)で「2. いいえ」と答えた方にお聞きします。どうであったら利用しますか。(あてはまるものすべてに○印)

- ア. 読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている
- イ. 家の近くで本を受け取れるサービスがある
- ウ. 図書館が夜遅くまで開いている
- エ. どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる
- オ. 学習室がある
- カ. 利用方法がわかりやすい
- キ. その他 ()

問8 今後、ホールや会館、劇場、映画館、美術館、博物館、公民館、図書館、学校等で鑑賞してみたい、あるいは、もっと体験してみたいと思うものはありますか？

--

文化芸術活動に関するアンケート

皆さんの団体活動についてお伺いします。

問1 記載者の方について御回答ください。

フリガナ 記入者名		電話番号	
メールアドレス	@		

問2 貴団体の概要について、御回答ください。(平成31年4月1日現在)
(あてはまるものに○印、または御記入ください。)

フリガナ 団体名			
活動目的			
活動の曜日・ 時間・場所等	(曜日・時間等)	(場所)	
活動分野 (音楽、美術 等)	1. 音楽 2. 邦楽 (琴、お囃子等) 3. 美術 (書・絵画・工芸) 4. 演劇 5. 洋舞 6. 文学	7. 伝統芸能 (詩吟・能楽・日舞・新日舞) 8. 生活文化 (茶道、華道) 9. 将棋 10. 蒐集 11. その他 ()	
活動年数	年		
会員の年代別 人数	1. 20歳代以下 ()名 2. 30歳代 ()名 3. 40歳代 ()名 4. 50歳代 ()名	5. 60歳代 ()名 6. 70歳代 ()名 7. 80歳代以上 ()名	

問3 活動の成果をどのように活用していますか。(あてはまるものすべてに○印)

1. 会員の人生を豊かにし、生きがいづくり になっている	6. 文化活動を広めること・指導に 活用している
2. 日常生活や地域での活動に活用している	7. その他
3. 仕事や就職、学校生活に活用している	()
4. 資格取得に活用している	
5. ボランティア活動に活用している	

(裏面に続く)

問4 他団体との交流の機会がありますか。(あてはまるものに○印)

(ある・ない)

問5 問4で「ある」と回答した方は、どのような活動をしましたか。

--

問6 活動をする上でどのようなことに困っていますか。(あてはまるものすべてに○印)

1. 会員が高齢化している 2. 新しい会員の確保が難しい 3. 活動がマンネリ化し、停滞気味である 4. 活動場所の確保が難しい 5. 成果を活かす場や発表の場がない 6. 役員等運営側の人材不足	7. 活動に必要な情報が得られない 8. 活動の目標等の共有化が図りにくい 9. その他 ()
--	---

問7 活動をする上でどのような情報が必要ですか。(あてはまるものすべてに○印)

1. 活動場所等に関する情報 2. 文化イベント等に関する情報 3. 他の団体に関する情報 4. 人材育成に係る研修や講習会等の情報	5. 活動支援策(助成金等)に関する情報 6. その他() 7. 特にない
---	--

問8 新しい会員の確保のためにどのようなことをしていますか。(あてはまるものすべてに○印)

1. 広報習志野や地域で発行されているミニコミ誌等に募集記事を出す 2. 公民館等の施設に会員募集のチラシを置いている 3. インターネットやSNSを使って募集している 4. 会員の知人・友人等に積極的に声をかけている 5. 活動日に体験や見学の日を設定している 6. 他の団体の演奏会や発表会、イベント等でチラシを配布している 7. その他() 8. 特にしていない
--

問9 活動をする上で市にどのようなことを期待しますか。

--

質問は以上です。御協力いただき、ありがとうございました。

2 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻

(1) 文化施設等

※「地図の場所」は、77 ページの地図上に示されたものです。



施設名	中央公民館	菊田公民館	実花公民館	袖ヶ浦公民館
所在地	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	津田沼 7-9-20	東習志野 6-7-2	袖ヶ浦 2-5-1
電話	047-455-3517	047-452-7711	047-477-8899	047-451-6776
地図の場所	①	②	③	④



施設名	谷津公民館	新習志野公民館	文化ホール	市民ホール
所在地	谷津 4-7-10	秋津 3-6-3	谷津 1-16-1	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)
電話	047-452-1509	047-453-3400	047-479-1212	047-476-3213
地図の場所	⑤	⑥	⑦	⑧



施設名	中央図書館	新習志野図書館	東習志野図書館	谷津図書館
所在地	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	秋津 3-6-3	東習志野 3-1-20	谷津 5-16-33
電話	047-475-3213	047-453-3399	047-473-2011	047-471-2072
地図の場所	⑨	⑩	⑪	⑫



施設名	谷津コミュニティセンター	東習志野コミュニティセンター	市民プラザ大久保	実籾コミュニティホール
所在地	谷津 5-16-33	東習志野 3-1-20	大久保 4-2-11	実籾 5-3-20
電話	047-471-2071	047-475-9901	047-470-8171	047-455-6500
地図の場所	⑬	⑭	⑮	⑯

(2) 指定文化財等

※「地図の場所」は、77 ページの地図上に示されたものです。

① 千葉県指定文化財



名称	小金原のしし狩り資料 村小旗 (有形文化財)	旧大沢家住宅 (有形文化財)	旧鴛田家住宅 附 大工手間(てま)日記・大工出面書留板(でづらかきとめいた)・襖引手裏板(ふすまひきてうらいた) (有形文化財)	下総三山の七年祭り (無形民俗文化財)
指定年月日	昭和42年3月7日	昭和50年12月12日	平成17年3月29日	平成16年3月30日
所在地 伝承地	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	藤崎 1-14-43 藤崎森林公園内	実籾 2-24-1 実籾本郷公園内 附は鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	千葉市、船橋市、習志野市及び八千代市
地図の場所	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	



名称	藤崎堀込貝塚 (史跡)
指定年月日	昭和42年3月7日
所在地 伝承地	藤崎 1-13
地図の場所	Ⓓ

② 習志野市指定文化財



名称	実糸 3 丁目遺跡 出土土器 (有形文化財)	谷津貝塚出土 墨書(ぼくしよ) 土器 (有形文化財)	谷津貝塚出土 瓦塔(がとう) (有形文化財)	谷津貝塚出土 銭貨(せんか) (有形文化財)
指定 年月日	平成 26 年 4 月 2 日	平成 27 年 11 月 9 日	平成 27 年 11 月 9 日	平成 27 年 11 月 9 日
所在地 伝承地	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内
地図の 場所	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ



名称	谷津貝塚出土 金属製品 (有形文化財)	ドイツ捕虜関係 資料 (有形文化財)	海苔養殖用具他 一括 (民俗文化財)	鷺沼古墳 B 号墳箱式石棺 (史跡)
指定 年月日	平成 27 年 11 月 9 日	令和元年 9 月 3 日	昭和 51 年 7 月 16 日	昭和 51 年 7 月 16 日
所在地 伝承地	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	谷津 2-16-32 向山小学校内	鷺沼 1-9 鷺沼城址公園内
地図の 場所	Ⓐ	Ⓐ		Ⓔ



名称	藤崎正福寺大イチョウ (天然記念物)
指定 年月日	昭和 51 年 7 月 16 日
所在地 伝承地	藤崎 1-8 子安観音堂脇
地図の 場所	Ⓕ

③ 国登録文化財



名称	千葉工業大学 通用門(旧鉄道 第二連隊表門) (有形文化財)	旧陸軍演習場内 圍壁 (有形文化財)	廣瀬家住宅 (主屋・蔵・倉庫・ 井戸上屋) (有形文化財)
登録 年月日	平成10年9月2日	平成14年2月14日	平成15年7月1日
所在地 伝承地	津田沼 2-17-1 千葉工業大学	東習志野 4丁目	津田沼 6丁目
地図の 場所	㊄		

④ 国認定 文化財の保存技術保持者



選定保存 技術の 名称	表具用刷毛製作
保持者	田中 重己
認定 年月日	平成22年9月6日

(3) 屋外彫刻

※「地図の場所」は、77ページの地図上に示されたものです。



作品名	希望	青春の鼓動	緑の風景	はと笛
作成者	古川 猛	四中美術クラブ	竹 道久	中野 滋
設置場所 (住所)	実花小学校正門前 (東習志野 6-7-2)	マラソン道路 (東習志野 3-12)	総合教育センター 入口 (東習志野 3-4-4)	総合教育センター (東習志野 3-4-4)
地図の 場所	㉗	㉘	㉙	㉚



作品名	帽子をかぶった僕	思索	WARP	非ユークリッド的 形態
作成者	酒井 良	水谷 靖	田中 康二郎	村田 徹
設置場所 (住所)	実籾本郷公園 (実籾 2-24)	プラッツ習志野 (本大久保 3-8-19)	かもめ公園 (藤崎 6-5)	森林公園 (藤崎 7-14)
地図の 場所	㉛	㉜	㉝	㉞



作品名	鬼っ子	雛を抱く少年	真心(2体)	陽だまり
作成者	片岡 康夫	虎竹 秀芳	舟越 保武	森田 伸
設置場所 (住所)	鷺沼台遊歩道 (鷺沼台 2-5)	菊田水鳥公園 (津田沼 3-2)	市役所庁舎入口 (鷺沼 2-1-1)	菊田遊歩道 (鷺沼 1-1-1)
地図の 場所	㉟	㊱	㊲	㊳



作品名	水の音	少女の夢	鳩をもつ少年	習志野の子らへ
作成者	本郷 寛	川村 栄	舟越 保武	舟越 保武
設置場所 (住所)	京成津田沼駅南口 広場 (津田沼 5-12)	まろにえ橋 (谷津 2-10)	習志野文化ホール ホワイエ (谷津 1-16-1)	習志野文化ホール ホワイエ (谷津 1-16-1)
地図の 場所	㊗	㊗	㊗(※)	㊗(※)



作品名	番鳥(つがいどり)	踊り手	空を見上げる青年	モジリアーノ
作成者	青木 三四郎	舟越 桂	舟越 桂	西條 誠
設置場所 (住所)	津田沼公園 (谷津 1-16)	JR 津田沼駅南口 ペDESTリアンデッキ (谷津 1-16)	JR 津田沼駅北口 広場 (津田沼 1-1-1)	谷津コミュニティ センター (谷津 5-16-33)
地図の 場所	㊗	㊗	㊗	㊗

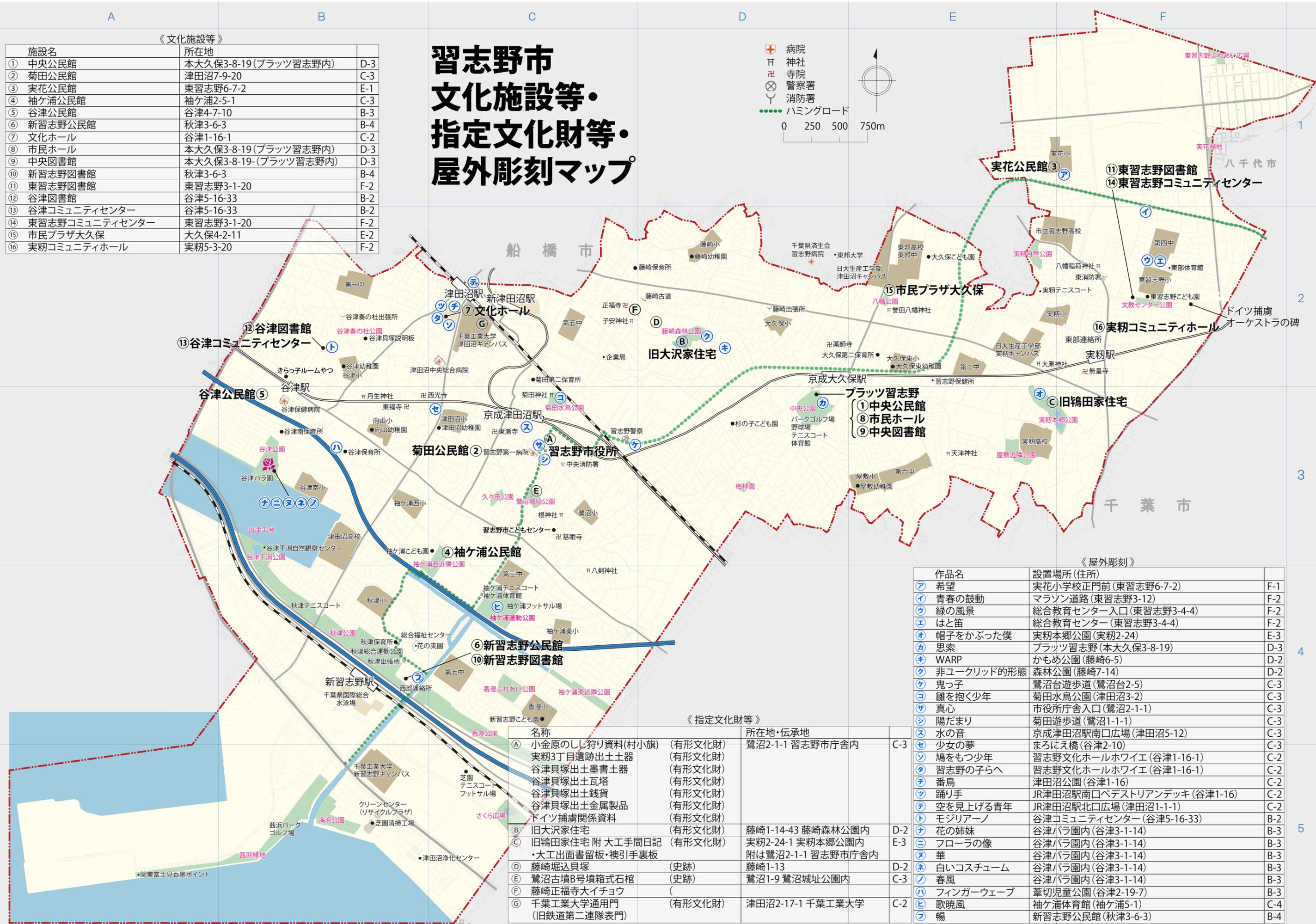


作品名	花の姉妹	フローラの像	華	白いコスチューム
作成者	中村 為延	山本 雅彦	橋本 堅太郎	斉藤 高德
設置場所 (住所)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)
地図の 場所	㊗	㊗	㊗	㊗

(※) 見学希望の方は文化ホール(047-479-1212)にお問い合わせください。



作品名	春風	フィンガーウェーブ	歌暁風 (うたぎょうふう)	暢(ちょう)
作成者	鈴木 徹	岩下 恭子	舟越 保武	石橋 巨
設置場所 (住所)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	葦切児童公園 (谷津 2-19-7)	袖ヶ浦体育館 (袖ヶ浦 5-1)	新習志野公民館 (秋津 3-6-3)
地図の 場所	㊶	㊷	㊸	㊹



《文化施設等》

施設名	所在地	
① 中央公民館	本大久保3-8-19(プラッツ習志野内)	D-3
② 菊田公民館	津田沼7-9-20	C-3
③ 実花公民館	東習志野6-7-2	E-1
④ 袖ヶ浦公民館	袖ヶ浦2-5-1	C-3
⑤ 谷津公民館	秋津4-7-10	B-3
⑥ 新習志野公民館	秋津3-6-3	B-4
⑦ 文化ホール	谷津1-16-1	C-2
⑧ 市民ホール	本大久保3-8-19(プラッツ習志野内)	D-3
⑨ 中央図書館	本大久保3-8-19-(プラッツ習志野内)	D-3
⑩ 新習志野図書館	秋津3-6-3	B-4
⑪ 東習志野図書館	東習志野3-1-20	F-2
⑫ 谷津図書館	谷津5-16-33	B-2
⑬ 谷津コミュニティセンター	谷津5-16-33	B-2
⑭ 東習志野コミュニティセンター	東習志野3-1-20	F-2
⑮ 市民プラザ大久保	大久保4-2-11	E-2
⑯ 実朮コミュニティホール	実朮5-3-20	F-2

習志野市 文化施設等・ 指定文化財等・ 屋外彫刻マップ

病院
 神社
 寺院
 警察署
 消防署
 ハミングロード
 0 250 500 750m

《屋外彫刻》

作品名	設置場所(住所)	
㊦ 希望	実花小学校正門前(東習志野6-7-2)	F-1
㊧ 青春の鼓動	マラソン道路(東習志野3-12)	F-2
㊨ 緑の風景	総合教育センター入口(東習志野3-4-4)	F-2
㊩ はと笛	総合教育センター(東習志野3-4-4)	F-2
㊪ 帽子をかぶった僕	実朮本郷公園(実朮2-24)	E-3
㊫ 思索	プラッツ習志野(本大久保3-8-19)	D-3
㊬ WARP	かもめ公園(藤崎6-5)	D-2
㊭ 非ユークリッド的形態	森林公園(藤崎7-14)	D-2
㊮ 鬼つ子	鷺沼台遊歩道(鷺沼台2-5)	C-3
㊯ 雛を抱く少年	菊田水鳥公園(津田沼3-2)	C-3
㊰ 真心	市役所庁舎入口(鷺沼2-1-1)	C-3
㊱ 陽だまり	菊田遊歩道(鷺沼1-1-1)	C-3
㊲ 水の音	京成津田沼駅南口広場(津田沼5-12)	C-3
㊳ 少女の夢	まるにえ橋(谷津2-10)	C-3
㊴ 鳩をもつ少年	習志野文化ホールホワイエ(谷津1-16-1)	C-2
㊵ 習志野の子らへ	習志野文化ホールホワイエ(谷津1-16-1)	C-2
㊶ 番鳥	津田沼公園(谷津1-16)	C-2
㊷ 踊り手	JR津田沼駅南口ペDESTリアンデッキ(谷津1-16)	C-2
㊸ 空を見上げる青年	JR津田沼駅北口広場(津田沼1-1-1)	C-2
㊹ モジリアーノ	谷津コミュニティセンター(谷津5-16-33)	B-2
㊺ 花の姉妹	谷津バラ園内(谷津3-1-14)	B-3
㊻ フローラの像	谷津バラ園内(谷津3-1-14)	B-3
㊼ 華	谷津バラ園内(谷津3-1-14)	B-3
㊽ 白いコスチューム	谷津バラ園内(谷津3-1-14)	B-3
㊾ 春風	谷津バラ園内(谷津3-1-14)	B-3
㊿ フィンガーウェーブ	葦切児童公園(谷津2-19-7)	B-3
㊿ 歌暁風	袖ヶ浦体育館(袖ヶ浦5-1)	C-4
㊿ 暢	新習志野公民館(秋津3-6-3)	B-4

《指定文化財等》

名称	所在地・伝承地	
㊿ 小金原のしじ狩り資料(村小旗)	(有形文化財)	鷺沼2-1-1 習志野市庁舎内
㊿ 実朮3丁目遺跡出土土器	(有形文化財)	
㊿ 谷津貝塚出土墨書土器	(有形文化財)	
㊿ 谷津貝塚出土瓦塔	(有形文化財)	
㊿ 谷津貝塚出土銭貨	(有形文化財)	
㊿ 谷津貝塚出土金属製品	(有形文化財)	
㊿ ドイツ捕虜関係資料	(有形文化財)	
㊿ 旧大沢家住宅	(有形文化財)	藤崎1-14-43 藤崎森林公園内
㊿ 旧鶴田家住宅 附 大工手間日記	(有形文化財)	実朮2-24-1 実朮本郷公園内 附は鷺沼2-1-1 習志野市庁舎内
㊿ 藤崎堀込貝塚	(史跡)	藤崎1-13
㊿ 鷺沼古墳B号墳箱式石棺	(史跡)	鷺沼1-9 鷺沼城址公園内
㊿ 藤崎正福寺大イチョウ	()	
㊿ 千葉工業大学通用門(旧鉄道第二連隊表門)	(有形文化財)	津田沼2-17-1 千葉工業大学

4 習志野市文化振興計画について諮問・答申

(1) 諮問

教 社 第 2 3 2 号
令和2年7月29日

習志野市社会教育委員長 様

習 志 野 市 教 育 委 員 会

習志野市文化振興計画（案）の諮問について

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、習志野市文化振興計画（案）について、貴会議へ意見を求めます。

(2) 答申

令和 3年 2月 5日

習志野市教育委員会 様

習志野市社会教育委員会議
委員長 澤田 弘

習志野市文化振興計画（案）について（答申）

令和2年7月29日付け教社232号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

習志野市文化振興計画（案）について、本会議にて審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断する。

なお、文化振興の推進にあたっては、以下の点に十分留意していただきたい。

1. 伝統文化や地域に根差した文化を次世代に伝え、継承できるよう、事業の実施にあたっては、特に子ども達が文化を身近に感じ、取り組みやすくなるような工夫に努めていただきたい。
2. 文化活動には「見る」、「聴く」だけでなく、「つくる」ことも大切である。市民自らが新しい文化を創り出す環境について、研究していただきたい。
3. 市が保有する文化財を様々な分野に活用した取り組みを行っていただきたい。
4. 情報通信技術（ICT）を活用し、広く、市民が親しみやすくわかりやすい、文化の情報発信に努めていただきたい。
5. コロナ禍において、様々な文化活動が縮小や中止を余儀なくされている。本市の文化活動が後退しないよう、その時々状況を十分踏まえ、各種事業の実施について、柔軟に対応していただきたい。

(3) 社会教育法(抄)【第四章】

○社会教育法(抄)

(昭和二十四年六月十日)

(法律第二百七号)

第四章 社会教育委員

(昭和二六法一七・旧第三章繰下)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正)

第十六条 削除

(平一一法八七)

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正)

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正)

第十九条 削除

(昭三四法一五八)

(4) 習志野市社会教育委員の設置に関する条例

○習志野市社会教育委員の設置に関する条例

昭和 25 年 2 月 28 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、習志野市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(平 25 条例 34・全改)

(委員)

第 2 条 委員の定数は 10 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(平 25 条例 34・全改)

(任期等)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は特別の事情がある場合は委員の任期中でも解嘱することができる。

(平 25 条例 34・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員のうちから委員長及び副委員長を互選する。

2 委員長は、委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 25 条例 34・追加)

(委員の会議)

第 5 条 委員の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長を定める前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 25 条例 34・追加)

(庶務)

第 6 条 委員に係る庶務は、社会教育担当課において処理する。

(平 25 条例 34・追加)

(費用弁償)

第7条 委員が職務として研究調査を行うとき、予算の範囲においてその費用を弁償する。
(平19条例4・旧第5条繰上、平25条例34・旧第4条繰下・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議その他運営に関し必要な事項は、別に定める。
(平19条例4・旧第6条繰上・一部改正、平25条例34・旧第5条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年3月24日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月20日条例第4号)抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日条例第34号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(5) 習志野市社会教育委員

習志野市社会教育委員

No.	氏名	職業・役職	委嘱事由
1	ふじき のぶひろ 藤木 信弘	屋敷小学校長	学校教育関係者
2	たじり まさよ 田尻 正代	スポーツ推進委員連絡協議会副会長	社会教育関係者
3	ごうし ひさえ 合志 久恵	大久保小学校学習サポーター	家庭教育関係者
4	さわだ ひろし 澤田 弘	芸術文化協会副会長	社会教育関係者
5	みうら くみ 三浦 久美	元習志野文庫連絡会役員 元谷津公民館サークル連絡協議会役員	社会教育関係者
6	みよかわ せいいち 三代川 誠一	PTA連絡協議会会長	社会教育関係者
7	なかだい まさゆき 中台 雅之	青少年相談員連絡協議会会長	社会教育関係者
8	どい ひろのぶ 土井 浩信	淑徳大学名誉教授	学識経験者

関係法令 社会教育法第15条
習志野市社会教育委員の設置に関する条例第2条及び第3条

定数・任期 10人以内、2年

委嘱期間 令和2年6月1日～令和4年5月31日



諮問



答申書手交式

5 習志野市文教住宅都市憲章 文化芸術基本法 千葉県文化芸術の振興に関する条例

(1) 習志野市文教住宅都市憲章

昭和 45 年 3 月 30 日議決
改正 昭和 60 年 3 月 28 日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすつぼう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

(憲章の目的)

第1条 この憲章は、習志野市の現在および将来にわたるまちづくりの基本理念を定めることにより、習志野市の健全な発展を保障することを目的とする。

(市民のつとめ)

第2条 市民は、教育、文化の向上に望ましい環境を維持するようつとめなければならない。

第3条 市民は、清潔で秩序ある生活環境を保持し、快適な生活を営むようつとめなければならない。

第4条 市民は、文教住宅都市を建設するために行なう市長およびその他関係機関の施策に協力するようつとめなければならない。

(市長および関係機関のつとめ)

第5条 市長は、都市施設の整備にあたり、常に市民の生命、身体および財産の安全を第一義として生活の利便に供するようつとめるとともに、かつ教育、文化の向上を根幹とするよう配慮しなければならない。

第6条 市長は、文教住宅都市としての機能を保持するため必要があるときは、他の団体に協力を求め、または適切な指導、助言を行なわなければならない。

第7条 市長およびその他の関係機関は、理想とするまちづくりの実現のため、市民に理解を求め、自由な意見を聞く機会を積極的に設けるようつとめなければならない。

(補則)

第8条 この憲章は、公布の日から起算して6ヵ月以内において市長が別に定める日から施行する。

(昭和45年規則第24号で昭和45年9月30日から施行)

第9条 この憲章を施行するために必要な事項は、条例および規則で定める。

(2) 文化芸術基本法

(前文)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住

する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(3) 千葉県文化芸術の振興に関する条例

(前文)

文化芸術は、人が本来的にもつ情動の発露である。

文化芸術は、一人ひとりの個性を育み、生きる喜び、感動、安らぎをもたらすものである。

文化芸術は、人々が相互に理解し尊重しあう場を提供し、ひいては平和に寄与するものである。

私たちが暮らす千葉県は、三方を海に囲まれ、変化に富んだ美しい海岸線と肥沃な大地に恵まれ、四季折々の彩り豊かな花、湖沼や谷津などの美しい水辺、緑豊かな里山に恵まれた郷土である。温暖湿潤な気候と自然の恵みは、古代から人々に豊かな暮らしをもたらし、貝塚をはじめとする遺跡や、伝統芸能、祭り、郷土料理などの地域固有の文化が今に受け継がれてきた。

また、我が県は、人や物、情報が活発に交流する中で、様々な文化芸術活動が盛んに行われており、伝統芸能からメディア芸術まで県内各地に多様な文化芸術を花開かせてきた。

こうした房総の特性を活かし、県民が文化芸術に親しむ土壌を醸成するとともに、世界との交流の扉を有する地にふさわしく、我が千葉県の文化芸術を広く国の内外に発信しなければならない。

私たちは、郷土への誇りと愛着を深め、先人が創りあげた文化の継承と新たな創造を決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の礎である表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性や専門性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の特色を反映した文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術が県民共通の財産として生まれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県の文化芸術及びその魅力が、県内はもとより、国内外へ発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進が図られなければならない。

- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

- 第3条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村が実施する文化芸術に関する施策について、情報提供、必要な助言その他の支援に努めるものとする。

（県民の関心及び理解）

- 第4条 県は、県民が文化芸術を享受し、創造することができるとともに、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めなければならない。

（国、他の地方公共団体、文化芸術団体等との連携）

- 第5条 県は、基本理念の実現を図るため、国、他の地方公共団体、文化芸術団体、大学その他の教育研究機関、民間事業者その他の関係者（以下「文化芸術団体等」という。）等と相互に連携を図り、その能力を活用するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

- 第6条 県は、文化芸術に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術推進基本計画）

- 第7条 県は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画を定めなければならない。
- 2 前項の計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
 - 3 知事は、第1項の計画を定めるに当たっては、あらかじめ、文化芸術団体等の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。
 - 4 知事は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

（芸術の振興）

- 第8条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 県は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 県は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用等)

第13条 県は、歴史、風土等に培われてきた有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等の把握及び調査に努めるとともに、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、郷土についての歴史的価値がある文書及び記録が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第14条 県は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、前項に定めるもののほか、地域の歴史、風土等に培われてきた地域固有の行事、祭り、伝統的な農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に関する発信等)

第15条 県は、県の文化芸術の県内外への周知を図るため、県の文化芸術に関し、事例の把握、情報の収集、発信その他の必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、文化芸術に係る国内外の交流の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う

者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（県民の鑑賞等の機会の充実）

第17条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（県民の文化芸術活動の充実）

第18条 県は、年齢又は障害の有無にかかわらず、県民が行う文化芸術活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（教育における文化芸術活動の充実）

第19条 県は、幼児期の教育、学校教育等教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校等における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第20条 県は、県民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（地域の歴史的又は文化的景観の保全等）

第21条 県は、地域の歴史的又は文化的景観を保全し、及び活用するため、必要な施策を講ずるものとする。

（顕彰）

第22条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

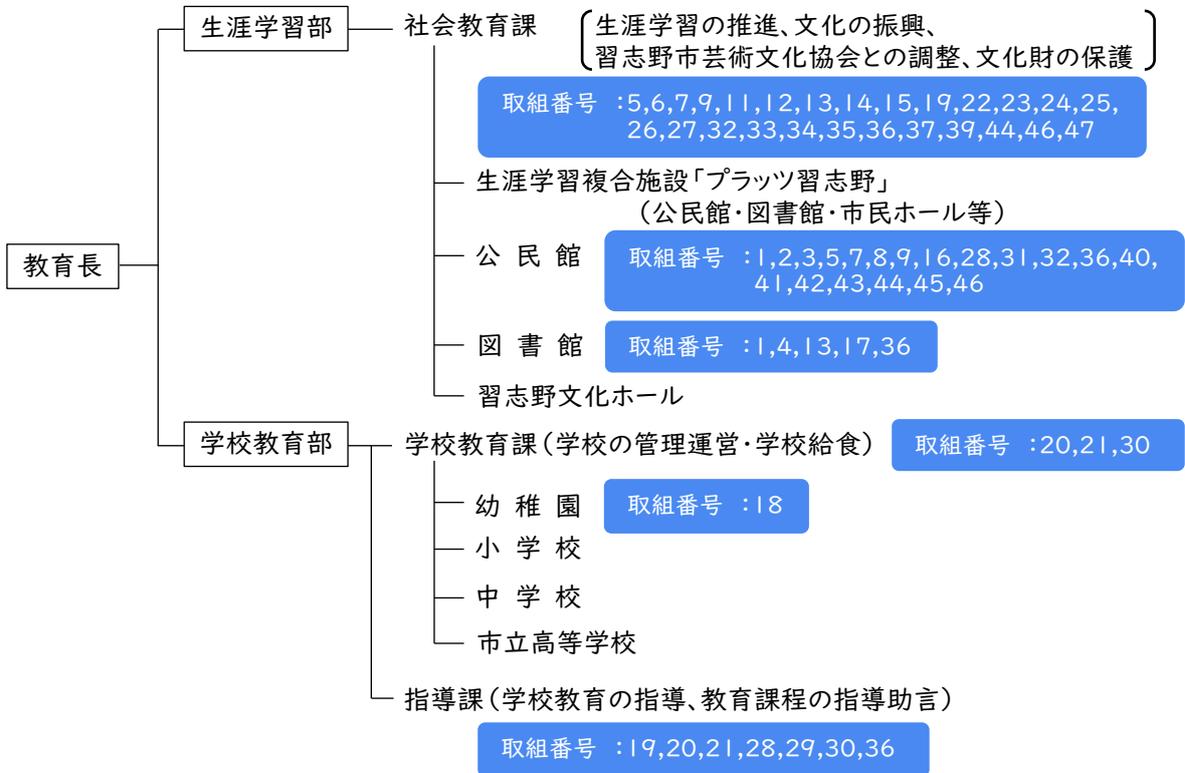
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

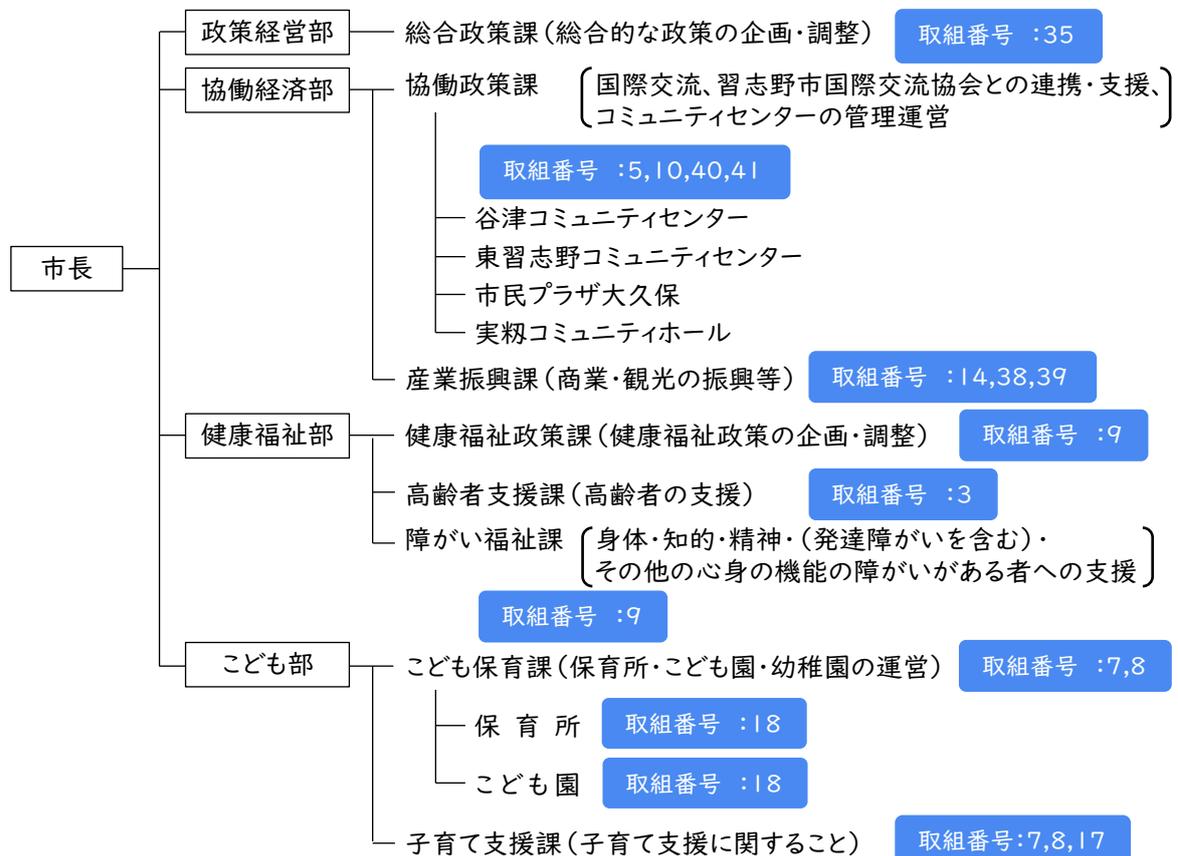
6 習志野市組織図(本計画に主に関わる部署・業務のみ)

令和2年4月1日現在

(1) 教育委員会事務局



(2) 市長事務部局



習志野市文化振興計画

発行年月:令和3年3月

発行:習志野市教育委員会生涯学習部 社会教育課

所在地:千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話番号:047(453)5587

ホームページ:<http://www.city.narashino.lg.jp>

